経済産業省
九州経済産業局

筑豊地域中小企業支援協議会意見交流会
平成３１年１月２４日　飯塚研究開発センター

最近の中小企業施策について

～平成３１年度経済産業省関連予算等を中心に～

平成３１年１月
九州経済産業局

目次

1.　中小企業･小規模事業者の現状 ･････････････････････････ 2

2.　平成３０年度二次補正予算案及び
　　平成３１年度当初予算案 ･････････････････････････････ 4

3.　事業承継の促進 ･････････････････････････････････････ 8

4.　生産性の向上 ･･･････････････････････････････････････ 11

5.　地域の稼ぐ力の強化 ･････････････････････････････････ 18

6.　強靭化 ･･･ 22

7.　経営の下支え ･･･････････････････････････････････････ 25

（参考）平成31年度当初予算案及び平成30年度第2次補正予算案関係　31

（参考）お知らせ　62

1． 中小企業・小規模事業者の現状①

中小企業・小規模事業者は減少が続き、最近の2年間で約23万者減少。小規模事業者の減少が著しい。

図１ 中小企業数の推移

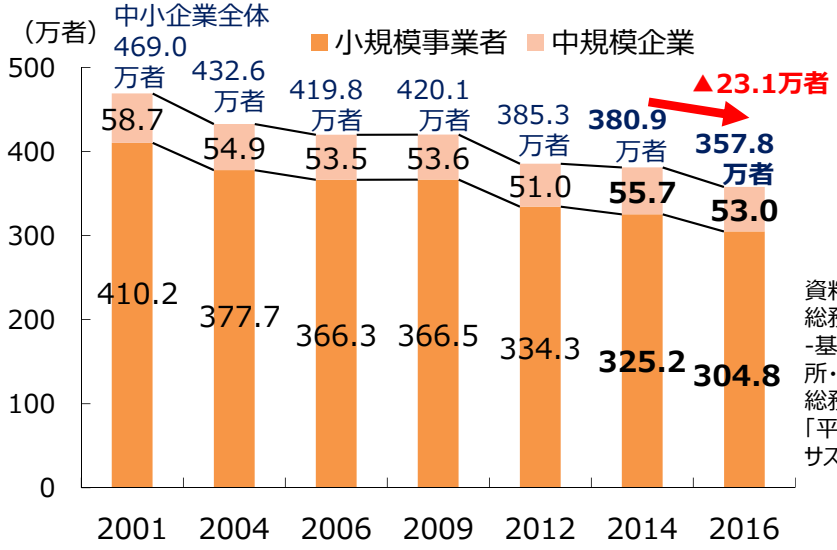

資料：
総務省「経済センサス-基礎調査」、「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

企業の倒産件数は減少傾向にあるが、休廃業・解散件数は増加

図２ 倒産、休廃業・解散件数の推移

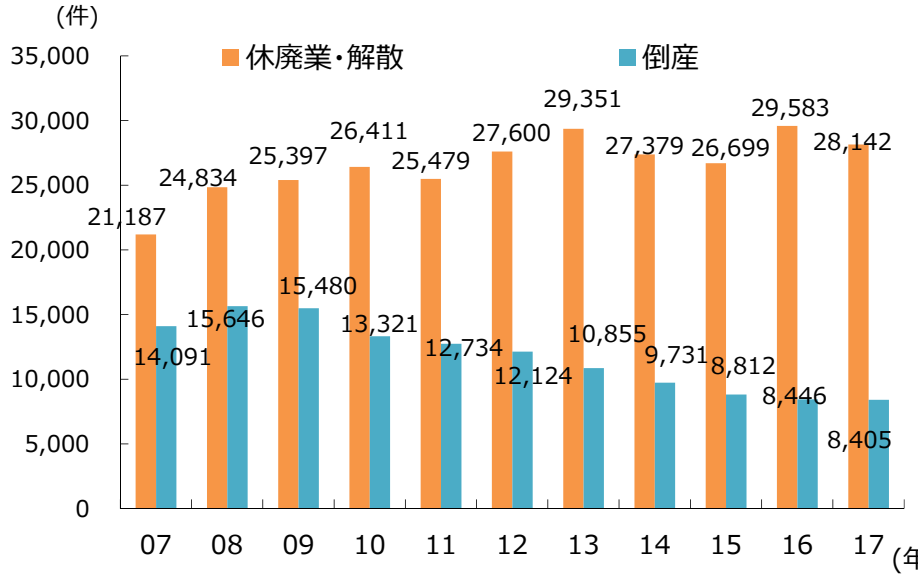

資料：
東京商工リサーチ「2017年「休廃業・解散企業」動向調査」

経営者の高齢化が進展しつつあり、ここ20年で経営者年齢の山は47歳から66歳へ移動した。

図３ 中小企業の経営者年齢の分布

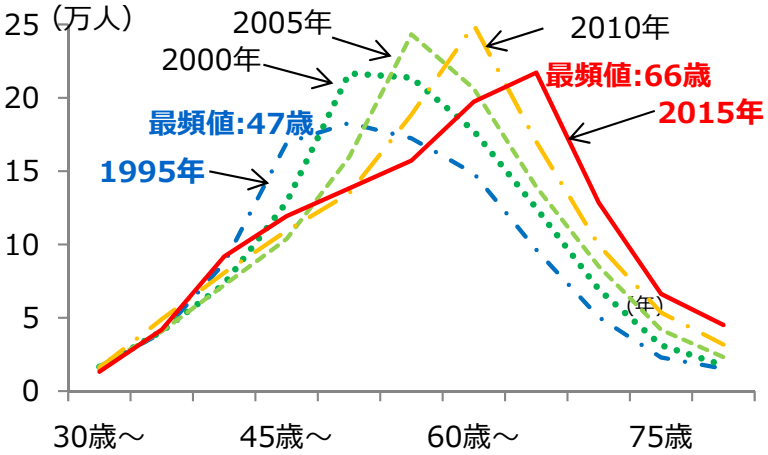

資料：
(株)帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工

注：最頻値とは、各調査年で最も回答の多かった値を指す。

中小企業の経常利益は過去最高水準。

図4 企業規模別の経常利益

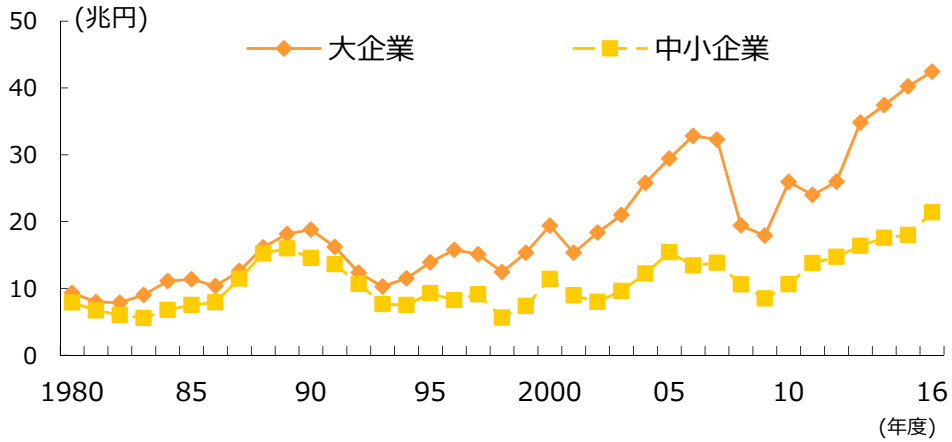

資料：「法人企業統計調査年報」
(注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金１億円未満の企業とする。

1．中小企業・小規模事業者の現状②

- 中小企業は深刻な人手不足に直面
- 中小企業は製造業・非製造業とも労働生産性が向上していない。大企業との生産性格差は拡大傾向。

図１　中小企業の従業者過不足ＤＩの推移

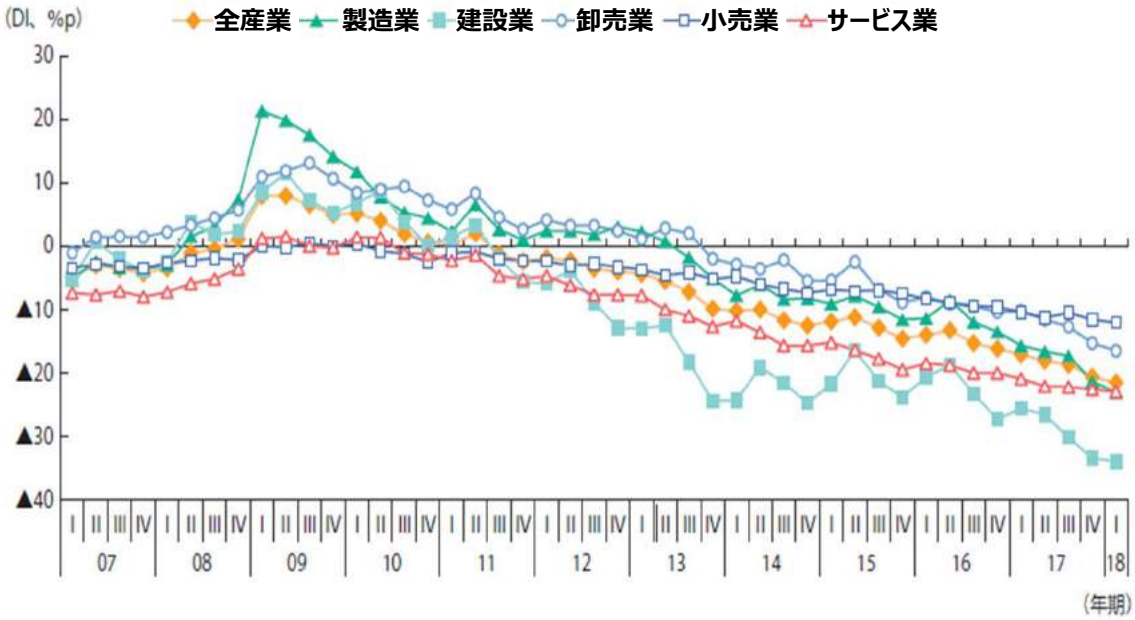

資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構
「中小企業景況調査」

図２　企業規模別労働生産性の推移

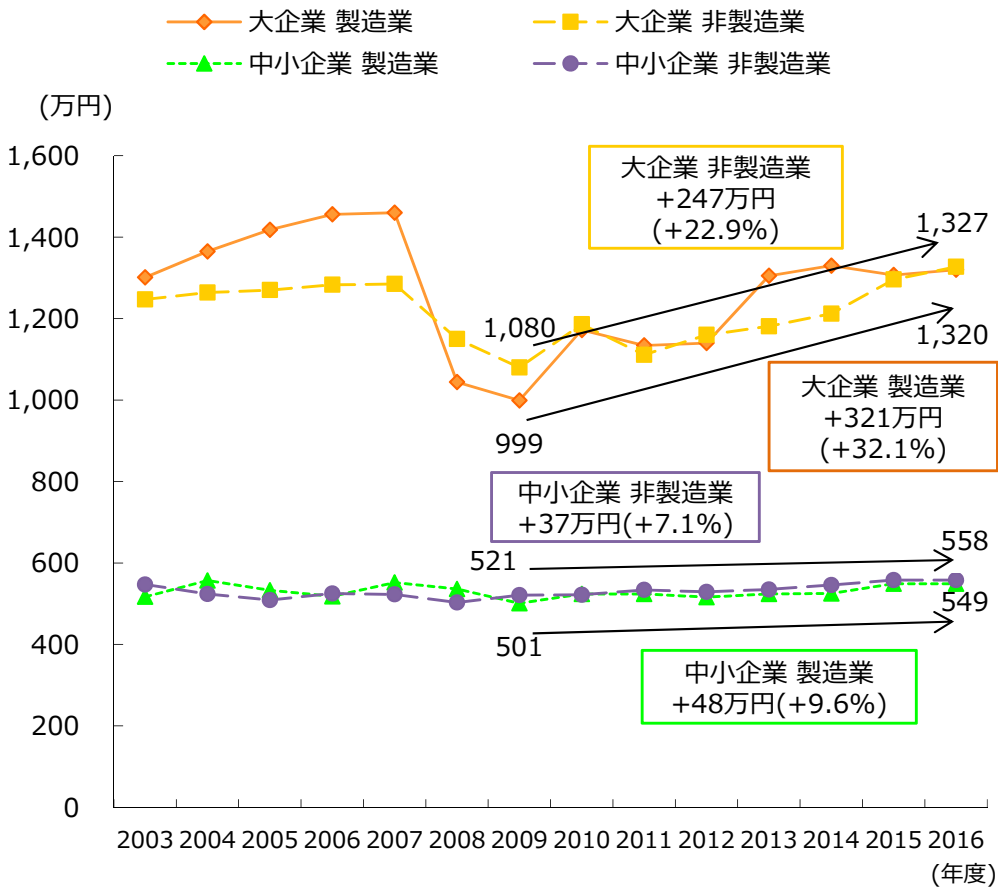

資料：財務省「法人企業統計調査年報」
(注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金１億円未満の企業とする。

５つの重点項目

① 事業承継･再編･統合等による新陳代謝の促進

② 生産性向上･人手不足対策

③ 地域の稼ぐ力の強化･インバウンドの拡大

④ 災害からの復旧･復興、強靭化

⑤ 経営の下支え、事業環境の整備

２．　平成３０年度二次補正予算案及び平成３１年度当初予算案（中小・小規模事業者関係）②

基本的な課題認識と対応の方向性

■中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という３つの構造変化に直面。
これらの構造変化に対応するため、①**「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」**、②**「生産性向上・人手不足対策」**、③**「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」**に重点的に取り組む。
■また、非常に大きな災害が頻発している状況を踏まえ、④**「災害からの復旧・復興、強靭化」**にもより一層取り組んでいく。
■加えて、消費税率引き上げ（２０１９年１０月）や、長時間労働規制（２０２０年４月）、同一労働・同一賃金（２０２１年４月）の中小企業への適用も見据え、⑤**「経営の下支え、事業環境の整備」**に引き続き粘り強く取り組む。

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進 【30補正　50億円／31当初74億円（69億円）】

■30年度の「法人」向け事業承継税制の抜本拡充に続き、「個人事業者」の集中的な事業承継を促すため、**10年の時限措置**として、**土地、建物、機械、器具、備品等の承継に係る贈与税・相続税の１００％猶予制度**を創設。

税

個人事業者の事業承継を円滑化するための措置【創設】

・個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を創設。

税

中小企業のM&A（親族外承継）を円滑化するための措置【創設】

・事業承継ファンドを通じて中小機構から一定割合以上の出資を受けた場合でも中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。

■事業引継ぎ支援センターの**事業引継ぎデータベースにおける登録企業数を抜本的に拡充することで、中小企業のＭ＆Ａを含めた事業承継支援を強化。**
併せて、事業承継ネットワークにおけるプッシュ型支援や事業承継補助金を引き続き措置。

予算

事業承継・世代交代集中支援事業【50億円】〈30補正〉

・事業承継ネットワークをベースとし、より細かい地域単位で専門家派遣など踏み込んだ支援を行う「プッシュ型事業承継支援」を行う。
・事業承継を契機に、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業の設備投資等に必要な経費を支援する「事業承継補助金」を措置。

予算

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【７０億円（69億円）】

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化を図るために、事業承継に関する適切な助言、マッチング支援等をワンストップで行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。

②生産性向上・人手不足対策 【30補正 1,205億円／31当初 369億円（319億円）】

■「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「ＩＴ導入補助金」を**一体的に措置。**広報、補助金活用から効果検証まで一体的に実施（**「中小企業生産性革命推進事業」**）。

■生産性向上等に向けた支援措置を切れ目なく継続的に講じるため、従来補正予算で講じられてきた**「ものづくり・商業・サービス補助金」の当初予算化を実現。**

■都道府県が地域の実情に応じた販路開拓支援等の小規模企業政策に取り組むことを後押しするため、**「自治体連携型持続化補助金」の当初予算化を実現。**

予算

中小企業生産性革命推進事業【1,100億円（新規）】〈30補正〉

・中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓・生産性の向上の取組み、中小企業等のＩＴ導入などを支援。

予算

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【50億円（新規）】

・中小企業等の連携体が、事業者間でデータを共有・活用することで、生産性を高める高度なプロジェクトや、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して行う事業の設備投資等を支援。

予算

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型持続化補助金）【10億円（新規）】

・地方公共団体が商工会・商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援。

③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大 【31当初286億円（30当初251億円）】

■地域中核企業等と連携して行う活動を、**新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援**する「地域未来投資促進事業」を引き続き措置。

■マッチング・海外展示会等を通じた国内・海外販路開拓等を支援。

予算

地域未来投資促進事業【159億円（162億円）】

・中小企業が地域中核企業や大学・公設試等と連携して行う活動を、新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援。

予算

国内・海外販路開拓強化支援事業【２４億円（新規）】

・新商品・サービスの開発・販路開拓事業やブランド確立事業、マッチング・海外展示会等を通じた販路開拓等の支援。

④災害からの復旧・復興、強靭化

■東日本大震災、熊本地震からの復旧・復興について、引き続き支援策を措置。
■**平成３０年７月豪雨、台風２１号、北海道胆振東部地震**について、**３０年度予備費や一次補正でグループ補助金や持続化補助金等を措置。**
■災害が頻発している状況を踏まえ、中小企業の防災・減災対策の普及啓発、ＢＣＰ（事業継続計画）策定支援、自家発電設備等の導入支援等、**中小企業の強靭化をトータルで支援。立法措置も含め検討。**

税

中小企業防災・減災投資促進税制【創設】

・中小企業の経営の安定を確保し、事前の防災・減災対策を強化するため、所要の設備投資を促進する税制を創設。

予算

中小企業自家発電設備導入補助金
【自衛的燃料備蓄補助金（50億円）の内数】】〈30補正〉

・社会的重要インフラの機能を担う中小企業・小規模事業者における自家発電設備の導入等を支援。

予算

中小企業等強靭化対策【15億円（新規）】〈30補正〉

・BCPの取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等のBCPの策定を支援。

⑤経営の下支え、事業環境の整備

■消費税率引き上げ、長時間労働規制や同一労働・同一賃金の中小企業適用も見据え、
- 軽減税率対応のための**レジ導入補助金の基金を積み増す**とともに、制度を見直し（対象事業者に**旅館・ホテル等を追加、補助率を２／３→３／４**に引上げ等）
- 事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対策、取引適正化対策
- 働き方改革実現に向けた支援（専門家派遣事業の増強、商工会等の機能強化）
- 中小企業の経営指導（経営発達支援計画等）、資金繰り支援（政策金融・信用保証・マル経）など

に引き続き粘り強く取り組む。

※以上のほか、消費増税に伴う臨時・特例の措置として、商店街活性化支援を措置。

※参考）ここ３年間の中小企業対策費の推移

中小企業対策費	29当初（28補正）	30当初（29補正）	31当初（30補正）
経産省計上	1,116億円（2,191億円）	1,110億円（1.976億円）	1,117億円（2,634億円）

3. 事業承継の促進① 事業承継支援策の全体像

- 後継者が決まっている事業者には**税制措置による円滑な承継**を、決まっていない事業者には**気付きの機会の提供**、**マッチング支援**等により後継者探しを支援。加えて、**事業承継後のチャレンジ**も支援。
- こうした切れ目のない事業承継支援策を、**今後10年で集中して実施**することとしている。

事業承継前の準備・税制・マッチング支援

気付きの機会の提供

✓ 事業者の身近にいる**金融機関、士業等専門家**が経営者に働きかけ、**プッシュ型事業承継診断**を徹底実施(**年５万者**)し、専門家を派遣する費用等を支援。

マッチングの支援

✓ **年間1千～2千件のマッチング**が実現できるよう、専門家の増員等、**「事業引継ぎ支援センター」**の**体制を強化**

✓ 事業引継ぎ支援データベースを、**平成31年度から抜本拡充**

✓ **中小機構出資の事業承継ファンド**から出資を受けた中小企業に対する**特例措置を創設**（平成31年度税制改正）

✓ 第三者承継を後押しするため、**Ｍ＆Ａに係る登録免許税、不動産取得税を減免**（平成30年度税制改正）

中小企業の後継者選定状況

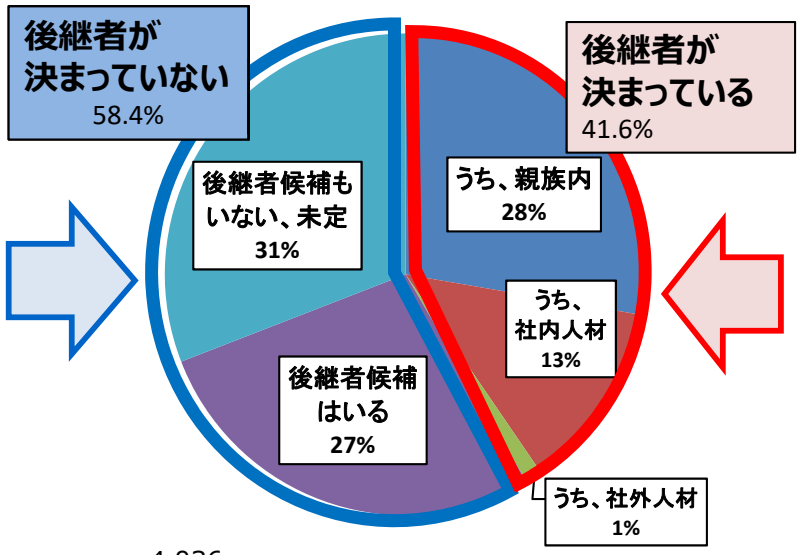

n=4,036

2016年東京商工リサーチへの委託事業（再編・加工）

法人の事業承継税制の拡充

✓ 平成30年度税制改正において、事業承継税制の以下の要件を、10年限定で抜本拡充

①対象株式等の上限の撤廃

②対象者の拡大

③雇用要件の抜本的見直し

④売却・廃業時の減免制度の創設

個人版事業承継税制の創設

✓ 平成31年度税制改正において、10年間限定の措置として、個人事業者の事業承継を促進するため、**土地、建物、機械・器具備品等**の承継に係る**相続税・贈与税**の**100%納税猶予制度**を創設予定

事業承継後のチャレンジ支援

事業承継補助金

✓ **事業承継やＭ＆Ａを通じた事業引継ぎ**を契機として、**経営革新や事業転換**に取り組む中小企業の**設備投資等**を支援する

3. 事業承継の促進②

個人版事業承継税制の創設（相続税・贈与税）

新設

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加（※）。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設**する。

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

改正概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器　等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等）

等

【工作機械】

【診療機器】

② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注１：制度を活用するためには、　①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から５年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注２：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

3. 事業承継の促進③

中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例

新設

（法人税・法人住民税・事業税）

- 将来的なＭ＆Ａに向けた**磨き上げ支援等を行う事業承継ファンド**は、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、**近年その数は増加傾向**。
- 他方、事業承継ファンドを通じた**中小機構による出資割合が一定以上となる場合**、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、**設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約**があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた**事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合**には、**中小機構出資分を大企業保有分と評価しない**こととする措置を講ずる。

改正概要　【適用期限：各租特の適用期限に準ずる】

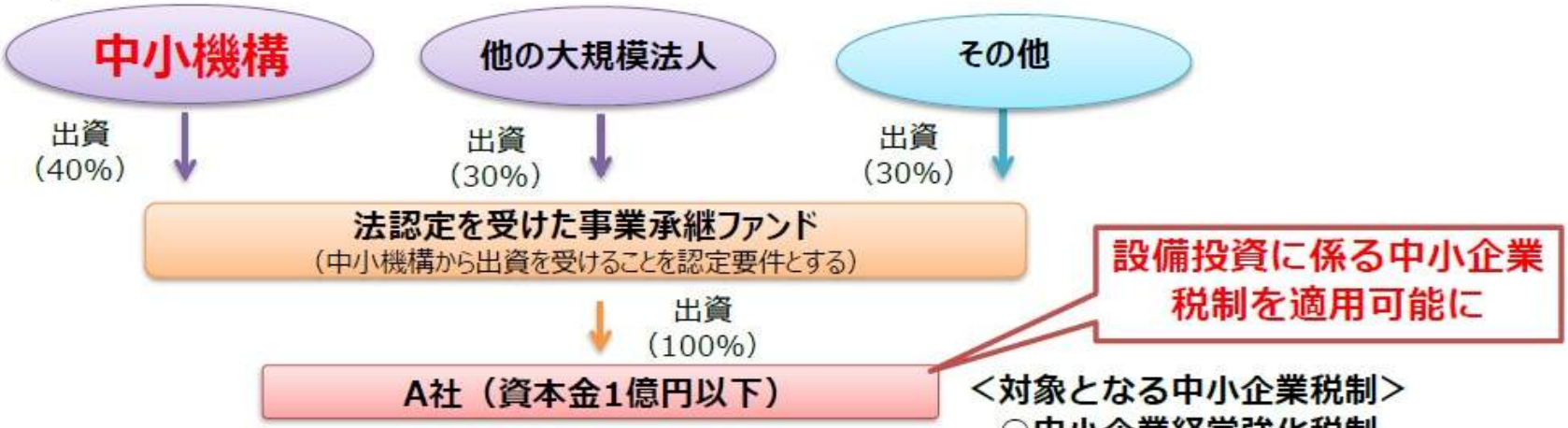

※資本金１億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。
①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有

※従前は、中小機構も大規模法人に該当することから、上記の事例も②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

＜対象となる中小企業税制＞
- ○中小企業経営強化税制
- ○中小企業投資促進税制
- ○商業・サービス業活性化税制
- ○被災代替資産等の特別償却
- ○中小企業防災・減災投資促進税制【新設】

4. 生産性の向上① 中小企業等経営強化法のスキーム

- 「**中小企業等経営強化法**」は、平成28年7月1日に施行。
- 本法は、中小企業等が自社の経営を強化するため、事業分野別指針に示す自社の「**経営力向上計画**」を作成し、主務大臣に申請・認定を受けるもの。
- 計画の認定を受け、当該計画に基づいて取得した機械装置等については、税制や融資などの支援措置を受けることが可能となる。

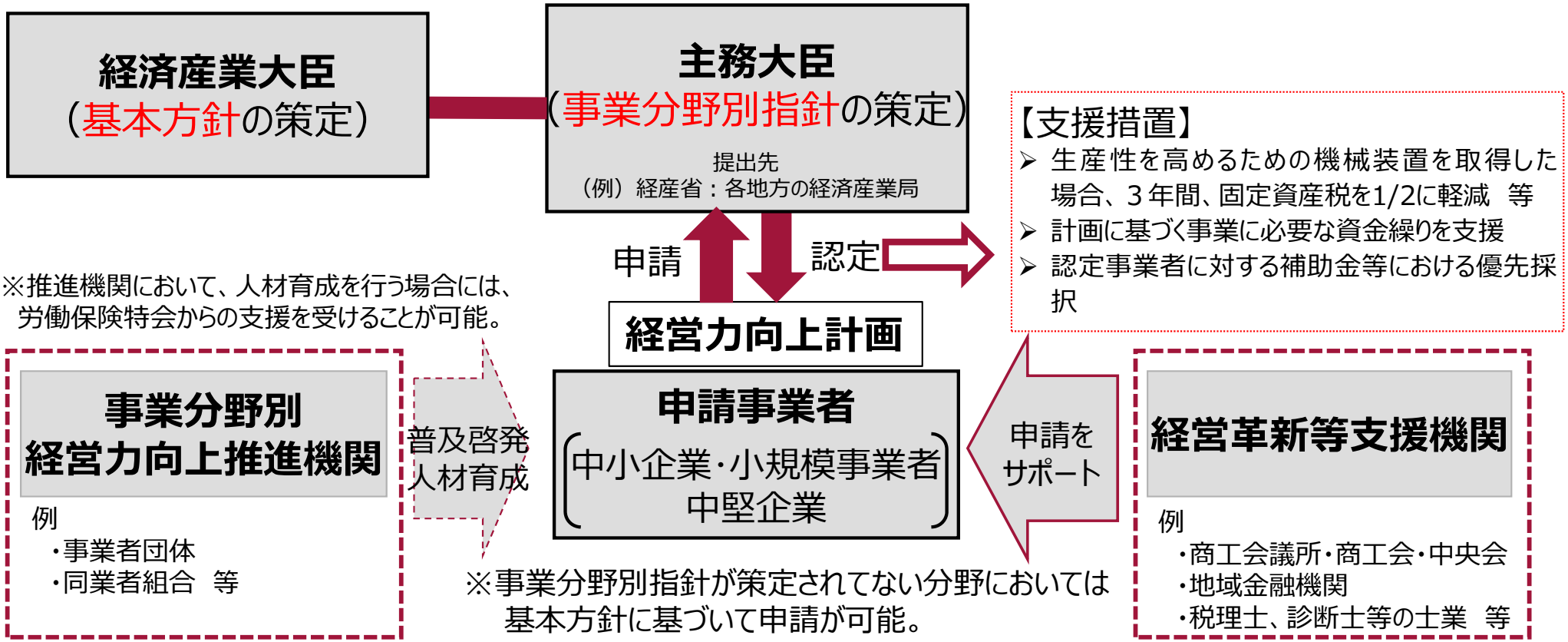

4. 生産性の向上②

中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

延長・強化

（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- 中小企業・小規模事業者の**「攻めの投資」を後押しするための税制**として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点**から、**これらの措置の適用期限を２年間延長**。
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

改正概要　【適用期限：平成３２年度末まで】

設備の種類（価額要件）	機械装置（160万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）	工具・器具備品（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	【中小企業経営強化税制】即時償却又は税額控除10%（※７%）⇒延長・強化 生産性向上設備（A類型）：生産性が年平均１%以上向上 収益力強化設備（B類型）：投資利益率５%以上のパッケージ投資			
	【中小企業投資促進税制】30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用）⇒延長		【商業・サービス業活性化税制】30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用）⇒延長	

※ を付した部分は、資本金３,０００万円超１億円以下の法人の場合

4. 生産性の向上③

（参考）中小企業投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

延長

- **中小企業投資促進税制**は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）**又は**税額控除（７%）**（※）の適用を認める措置。
- 引き続き、中小企業の設備投資を促すため、**本税制措置の適用期限を２年間延長**。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

改正概要 【適用期限：平成３２年度末まで】

対象者	・中小企業者等（資本金額１億円以下の法人、農業協同組合等） ・従業員数１０００人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業　３０%特別償却　又は　７%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業　３０%特別償却

4. 生産性の向上④

（参考）商業・サービス業・農林水産業活性化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

延長

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、**建物附属設備**（１台６０万円以上）又は**器具・備品**（１台３０万円以上）**を取得した場合**に、**特別償却（３０%）又は税額控除（７%）**（※）を認める措置。
- 消費税率の引上げを見据えつつ、**商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き促進すべく、**本税制措置の効果がより高まるよう適用要件に所要の見直しを行った上で、**本税制措置の適用期限を２年間延長。**

改正概要　【適用期限：平成３２年度末まで】

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

経営改善指導等に基づく設備投資

【活性化に資する設備の例】

<飲食店の例>

・「画像識別機能付きPOSレジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上を実現。
・POS連携により、売れ筋商品を把握し、売上の向上につながる。

<介護業の例>

・「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上。
・介護従事者の負担も減少し、離職率も低下。

中小商業・サービス業等

②経営改善指導等に基づく設備投資

税制措置
（特別償却３０%又は税額控除７%）

①経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

・都道府県中小企業団体中央会
・商工会議所
・商工会
・商店街振興組合連合会
・認定経営革新等支援機関　等

「経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」において、

本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、**年間２%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれること**

を予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受ける。

4. 生産性の向上⑤

（参考）中小企業経営強化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

延長・強化

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除（１０％）**（※）のいずれかの適用を認める措置。
- **中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**本税制措置の適用期限を２年間延長**。
- また、**働き方改革に資する設備**（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等）も**本税制措置の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化**。

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

改正概要 【適用期限：平成３２年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均１%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均５%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（１６０万円以上） ◆測定工具及び検査工具（３０万円以上） ◆器具・備品（３０万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（６０万円以上） （ボイラー、ＬＥＤ照明、空調など） ◆ソフトウェア（７０万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能）	◆機械・装置（１６０万円以上） ◆工具（３０万円以上） ◆器具備品（３０万円以上） ◆建物附属設備（６０万円以上） ◆ソフトウエア（７０万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業　及び　商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却　又は　７%税額控除（資本金３千万以下もしくは個人事業主は１０%）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

働き方改革に資する設備の例

＜建物附属設備＞

・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

＜器具備品＞

・作業場等に設置されるテレワーク用PC等。

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

4. 生産性の向上⑥　生産性向上特別措置法による設備投資の促進（先端設備等導入計画）

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、**中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画**です。
- この計画は、新たに設備を導入する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は**税制支援や金融支援などの支援措置**を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定

先端設備等導入計画

申請事業者
（中小企業等（詳細右図））

事前確認
（必須）

認定経営革新等支援機関
例 ・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家　　等

【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、**固定資産税の軽減措置**により税制面から支援（地方税法に基づき課税標準を３年間ゼロ～１／２間で市町村の定める割合に軽減）
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（**信用保証**）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択（**審査時の加点**）

○認定を受けられる「中小企業者」の規模
（中小企業等経営強化法第2条第１項）

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

4. 生産性の向上⑦　生産性向上特別措置法による設備投資の促進（固定資産税の特例）

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます（事前に工業会等の確認が必要）。

対象者 ※１	資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備 ※１	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※２）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、３年間　ゼロ～１／２（※３）に軽減

※１ 市町村によって異なる場合あり　※２ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く　※３ 市町村の条例で定める割合

5. 地域の稼ぐ力の強化① 地域未来投資の促進

- 地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、設備投資が力強さを欠く等、課題も存在。製造業では、地域での新規立地の低迷、非製造業（卸・小売等）では、大都市圏におけるビジネスと投資の集中も一因。このため、**地域経済の好循環が実感されにくい**。
- 地域が自律的に発展していくため、**地域の強み**を生かしながら、将来**成長が期待できる分野**での需要を域内に取り込むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指す。
- 当面3年で2,000社程度を支援し、1兆円の投資拡大、GDP5兆円の押し上げを目指す。

<地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長イメージ>

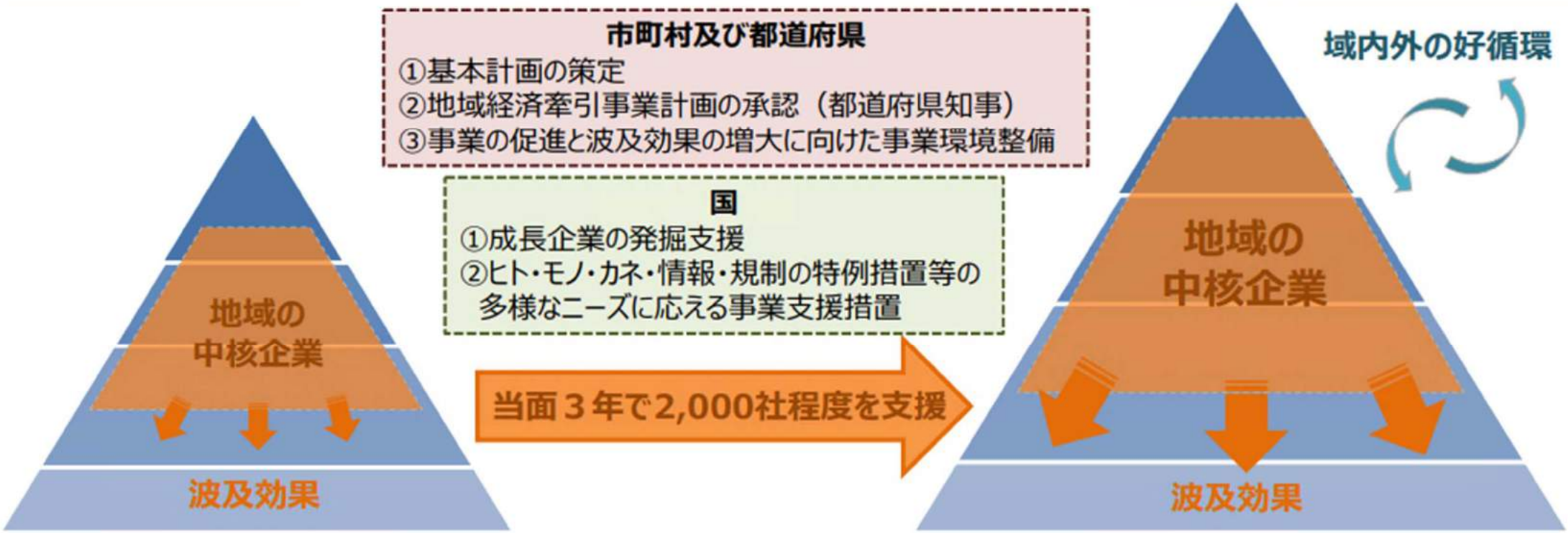

※正式名称は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」
平成29年6月2日公布（平成29年法律第47号）改正、平成29年7月3日施行

5. 地域の稼ぐ力の強化② 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- **国の基本方針**に基づき、**市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。**
- 同意された基本計画に基づき、**事業者が策定する地域経済牽引事業**（＊）**計画を、都道府県知事が承認。**

  ＊定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業
- 国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援。

※平成29年7月31日施行

国：基本方針

土地の利用の調整を要する場合 → 都道府県が同意

市町村：土地利用調整計画

○地域経済牽引事業の促進を図るための土地の利用の調整　等

同意 →

市町村及び都道府県：基本計画

〔内容〕
- ✓ 対象となる区域（促進区域）
- ✓ 経済的効果に関する目標
- ✓ 地域の特性　×　推進したい分野
- ✓ 地域経済牽引事業の要件
- ✓ 事業環境整備の内容　等

都道府県が承認※ →

事業者等：地域経済牽引事業計画

〔申請主体〕
①民間事業者、②官民連携型（地方公共団体及び民間事業者）
※②の場合は、国が事業を承認

〔内容〕
- ✓ 事業の内容及び実施時期
- ✓ 地域経済牽引事業の要件への適合性
  - ①活用する地域の特性　×　分野
  - ②付加価値創出額
  - ③地域の事業者に対する経済的効果
- ✓ 事業者間の役割分担
- ✓ 特例措置に関する事項　等

承認 →

支援機関：連携支援計画

公設試、大学等が連携して行う地域経済牽引事業に対する支援についての計画（目標、内容等）

支援 →

承認された事業に対して政策資源を集中投入して支援

①予算による支援措置、②税制による支援措置、③金融による支援措置、④情報に関する支援措置、⑤規制の特例措置等

5. 地域の稼ぐ力の強化③　地域未来投資促進法：九州各県の基本計画の概要

佐賀県

・輸送用機械関連産業の集積を活用した「成長ものづくり分野」や、化粧品関連産業のネットワークを活用した「コスメティック産業分野」など５つの分野における取組を支援

福岡県

・自動車関連産業等の集積を活用した「成長ものづくり分野」やバイオ・メディカル分野の産業集積を活用した「健康関連ビジネス分野」など８つの分野における取組を支援

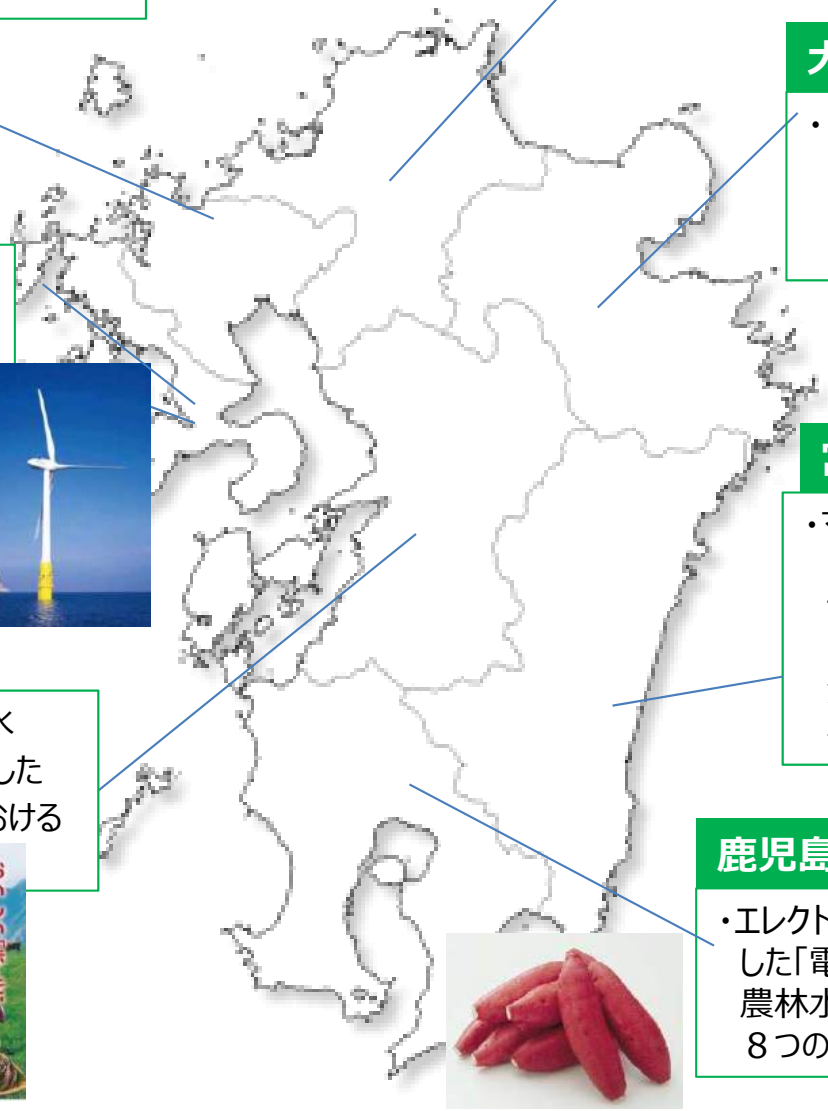

大分県

・自動車関連産業の集積を活用した「成長ものづくり分野」、県内の産業人材を活用した「第４次産業革命分野」、「観光資源を活用したサービス産業分野」など１０分野における取組を支援

IoT Acceleration Oita pref Lab

長崎県

・造船関連産業等の集積を生かした「成長ものづくり分野」や、世界遺産等の観光資源を生かした「観光・スポーツ・文化・まちづくり分野」など５つの分野における取組を支援

宮崎県

・マンゴーや宮崎牛など豊かな特産物を活用した「フードビジネス分野」、ユネスコエコパークや世界農業遺産、夜神楽、プロ野球・Jリーグ等の国内有数のスポーツキャンプ地等の観光資源を活用した「観光産業分野」など、１０分野における取組を支援

熊本県

・「くまもとの赤」等の特産物を活用した「農林水産分野」や、熊本地震で学んだ教訓を活用した「ＢＣＰ対策関連分野」など８つの分野における取組を支援

鹿児島県

・エレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした「電子関連産業分野」や、さつまいも、豚等の農林水産物を活用した「食品関連産業分野」など８つの分野における取組を支援

5. 地域の稼ぐ力の強化④

地域未来投資促進税制の延長・強化（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 地域の成長発展の基盤強化のためには、地域の企業が取り組む地域経済を牽引する事業に対し、集中的な支援を行い、地域経済の更なる活性化を図ることが重要。
- このため、地域の特性を生かしつつ、**特に高い付加価値を創出しており、地域経済を牽引する企業の前向きな設備投資について、税額控除・特別償却の割合を引き上げ**、地域未来投資促進税制を延長・強化。

制度概要 【適用期限：平成３２年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合

＜地域経済牽引事業の要件＞

①地域の特性の活用
②高い付加価値の創出
③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

＜課税特例の要件＞

①先進性を有すること
（生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く(※)）
②総投資額が2,000万円以上であること
③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ
過去５事業年度の対象事業の市場の伸び率(%)＋5%以上

＜上乗せ要件＞

⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

(※)特定非常災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象
（法施行前に発生した災害の場合は5年）

現行制度　**課税の特例の内容・対象**

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

改正内容

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	**50%**	**5%**
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

6. 強靭化① BCPの取組推進

- 災害などによる事業中断に備えた経営的な取組みとして、事業継続の方針策定、対策の検討とそれを踏まえたBCP(Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定しておくことが有効。
- 中小企業のBCP策定状況は約15%と低い状況。

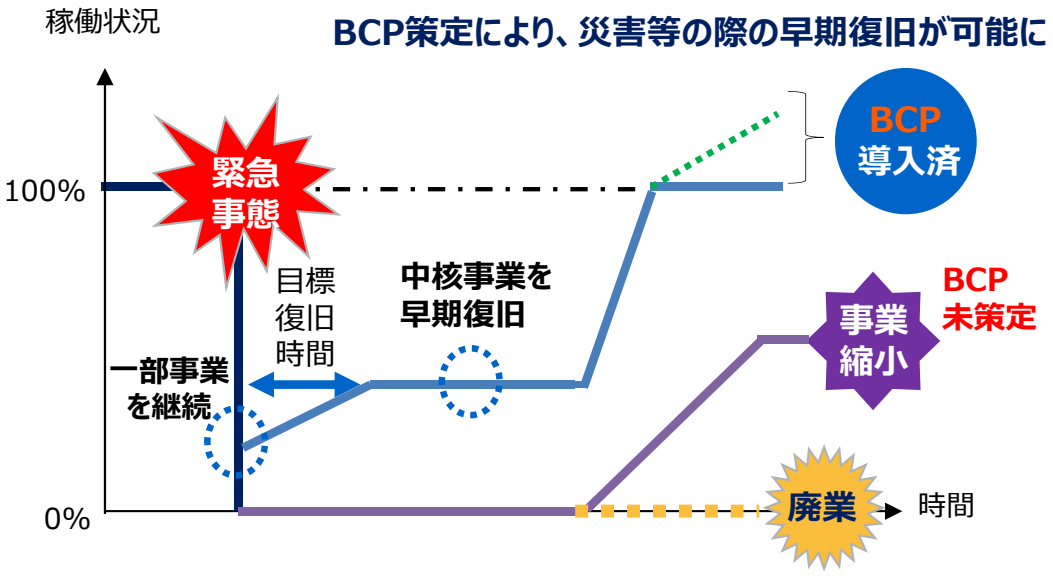

出所：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針第2版」(2012年)

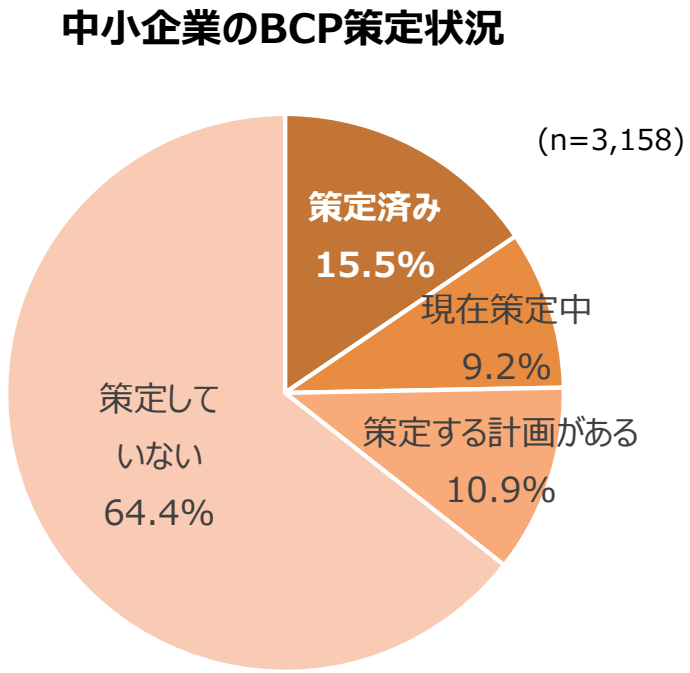

資料：「中小企業のリスクマネジメントへの取組に関する調査」（2015年12月　みずほ総合研究所(株)）

防災計画	BCP（事業継続計画）
人的・物的被害の防御・軽減（顧客・従業員の生命と会社の財産を守る。）	左記に加え、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても**可能な限り短い期間で**復旧させる。** ➡ **企業価値の維持・向上**

6. 強靭化② BCPの取組推進 様々な被災パターンに備える

- 熊本地震では、従業員・自社・取引先・インフラ等の様々な被災が、事業再開のネックとなった事例がみられた。
- 今回の震災を検証し、あらゆる被災パターンを想定したBCPを検討していくことが大切。
- BCPの検討にあたっては、HP等で参考資料が入手可能。

熊本地震の被災パターン例

従業員の被災

従業員が被災し、出勤できないため、事業再開できない。

自社の被災

復旧したものの、これまでの納入先がその間に取引先を切り替えており、震災以前の取引が再開してもらえない。

取引先の被災

① 仕入れ先が被災し原材料が入手できず事業が再開できない。

② 納入先が被災し事業再開できないので、納品をストップされた。

③ 仕入れ先の被災したため、仕入れ先を変えたものの、仕入れ価格が上昇し、採算にあった価格維持が困難。

インフラの被災

① 水道・ガスが停止し、事業が再開できない。

② 道路が通行止めとなり通行客が途絶えた。

ＢＣＰ検討の参考資料

中小企業ＢＣＰ策定運用指針（第２版）

- ✓ ＢＣＰの策定・運用に必要な事項を、事例なども入れながらわかりやすく解説した支援ツール。
- ✓ 入門→基本→中級→上級とステップアップしながら活用可能。
- ✓ 中小企業庁HPにおいて提供。

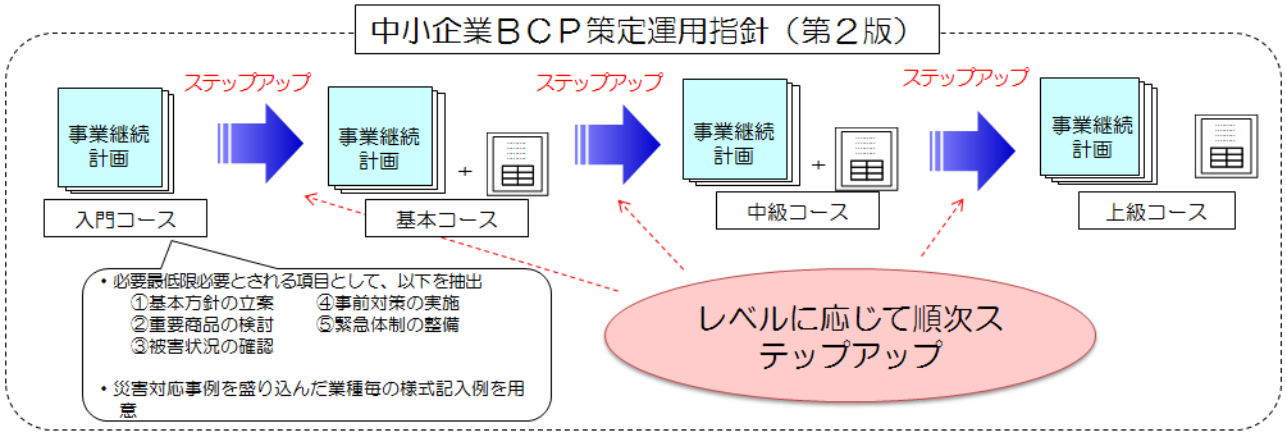

http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html

6. 強靭化③

中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設

新設

（法人税・所得税・事業税）

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却（20%）**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要　【適用期限：平成３２年度末まで】

税制の概要

【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

＜対象設備＞

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ　等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話　等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備　等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①「強化計画」（仮称）策定

【対象事業者】
・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】
・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容　等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

7.　経営の下支え①

第１期 小規模企業振興基本計画と施策体系の概要

第１期　小規模企業振興基本計画（平成26年10月閣議決定）

現状認識と基本的考え方

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展　→この中で、事業を維持するだけでも大変な努力が必要。

10の重点施策

(1)ビジネスプラン等に基づく経営の促進、(2)需要開拓に向けた支援、
(3)新事業展開や高付加価値化の支援、(4)起業・創業支援
(5)事業承継・円滑な事業廃止、(6)人材の確保・育成、
(7)地域経済に波及効果のある事業の推進、
(8)地域のコミュニティを支える事業の推進、
(9)支援体制の整備、(10)手続きの簡素化・施策情報の提供

事業の持続的発展のための4つの目標を設定

1. 需要を見据えた経営の促進
　－顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし－
2. 新陳代謝の促進
　－多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出－
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
　－地域のブランド化・にぎわいの創出－
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
　－事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応－

施策体系

小規模企業基本法制定と同時に改正した小規模事業者支援法により、
商工会・商工会議所が管内の小規模事業者支援のために実施する「経営発達支援事業」を法的に位置づけるとともに、「経営発達支援計画」を国が認定する制度を新設。

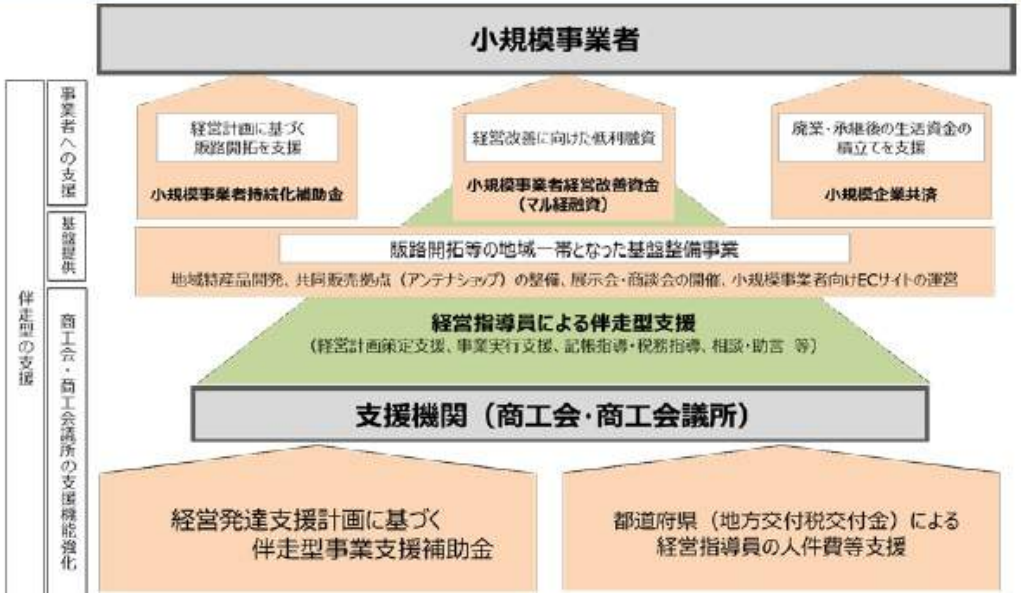

7.　経営の下支え②

（参考）第Ⅱ期「小規模企業振興基本計画」の骨子（案）

環境変化

社会
人口減少・高齢化、国内外の競争の激化
地域経済の低迷等の構造変化の進展
IT化による市場環境の変化

地域
過疎化による地域の弱体、
自然災害の多発・甚大化に伴う
事業継続リスクの増大

小規模事業者
経営者の高齢化、後継者不足
フリーランス等多様な小規模事業者の増加
人手不足の中で生産性の向上が急務

基本的考え方

事業者の持続的発展

＋

地域の持続的発展

1．**地域を牽引**する企業の創出
2．**地域のサプライチェーン**の維持
災害等への対応強化
3．**地域のブランド化**
産地産業の活性化
4．地域に不可欠な**公共的サービス**
地域コミュニティの維持

都道府県・市町村・産業界といった**ステークホルダーとの関係を強化した支援体制の構築**

4つの目標と１２の施策

①需要を見据えた経営の促進
（１）ビジネスプランに基づく経営の促進、（２）需要開拓に向けた支援、（３）新事業展開や高付加価値化の支援

②新陳代謝の促進
（４）多様な小規模事業者の支援、（５）起業・創業支援、
（６）事業承継・円滑な事業廃止の推進、（７）人材の確保・育成

③地域経済の活性化に資する事業活動の推進
（８）地域経済に波及効果のある事業の推進（地域牽引企業の創出等）、（９）地域のコミュニティを支える事業の推進

④地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
（１０）支援に向けた国と自治体の連携強化、　（１１）手続きの簡素化・施策情報の提供
（１２）事業継続リスクへの対応能力の強化

7.　経営の下支え③　小規模事業者支援法

- 平成５年に、**「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（小規模事業者支援法）**を制定。

※第１条（目的）「この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。」

- 平成２６年法改正（２６年６月成立、９月施行）により、**商工会・商工会議所が管内の小規模事業者支援のために作成する「経営発達支援計画」を国が認定**する制度を新設（第５条第１項）。

商工会・商工会議所

（参考）	全体	うち商工会	うち商工会議所
拠点数	**2,174箇所**	1,659箇所	515箇所
経営指導員数	**7,587人**	4,104人	3,448人

経営発達支援事業の実施と経営発達支援計画の策定
①経営状況の分析（強み・弱みを知る）
②計画策定・実施支援（戦略を作り、実施する）
③経済動向・市場調査支援（潜在的顧客を探す）
④展示会等の開催（新たな販路を見つける）

認定実績（H30.4月）	認定単会数（認定割合）	うち商工会（認定割合）	うち商工会議所（認定割合）
全国	**1,572(72.3%)**	1,220(73.5%)	352(68.3%)
九州	**209(68.9%)**	172(75.1%)	37(50.0%)

計画認定

経済産業大臣

経営の改善支援

これまでは経営の基盤である
記帳指導・税務指導が中心

＋

伴走型支援の強化

経営の発達支援

新たに**経営戦略に踏み込んだ支援**を実施

小規模事業者

※経営発達支援事業は、経営発達支援計画の認定の有無にかかわらず実施することが求められてる。

7.　経営の下支え④ 「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)

経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ（平成28年9月15日）

3つの基本方針

（１）親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
（２）**親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
（３）**サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化
一律○%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化
量産終了後に長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善
手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策（平成28年12月14日運用強化）
下請法の運用強化（運用基準改正）	➢ 違反の事例75事例を追加。計141事例に。
適正取引、付加価値向上の促進（振興基準改正） ＊下請中小企業振興法	➢ 親事業者は、合理的な原価低減要請や労務費上昇分への考慮に努める。 ➢ 型の管理の適正化に向けて、親事業者の事情による場合は親事業者が費用を負担。
下請代金の支払条件の改善（通達、振興基準の見直し）	➢ 可能な限り現金払いに。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

（１）サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。
（２）業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。【全18業種において改訂・策定済み】

7.　経営の下支え⑤　下請中小企業振興法「振興基準」の新たな改正について（平成30年12月）

- 平成28年12月の「振興基準」を改正後、下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、「振興基準」を平成30年12月末に改正。
- 主な改正内容は、①「大企業間取引の支払方法改善」、②「型代金支払いの取引慣行の改善」、③「働き方改革」への対応。

下請中小企業振興法「振興基準」の主要事項の改正案

1.大企業間の支払方法の改善

〇課題
大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底

〇改正内容
親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努め、大企業が率先して、**大企業間取引における手形払いの現金化**などの支払条件の見直しなどを進める旨を明記。

2．型代金の支払い

〇課題
型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者の資金繰りに苦慮。

〇改正内容
・親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に**代金を60日以内に支払う**よう明記。
・型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、**一括払いの要望があれば速やかに支払う**よう努める旨を明記。

3．「働き方改革」への対応

〇課題
適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。

〇改正内容
親事業者は、**下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない**こととし、やむを得ず短納期又は急な仕様変更などを行う場合には、**親事業者が適正なコストを負担する**こと等を追記。

7.　経営の下支え⑥　取引適正化の促進　業種別の自主行動計画／下請ガイドライン

- 世耕大臣から業界団体への要請（サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画**の策定と着実な実行）を受け、自動車業界をはじめとして、**主要産業界の30団体が計画を策定**し公表した。（平成30年４月時点）
- 「**下請適正取引等の推進のためのガイドライン**」は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるように、**国が策定**したガイドライン。各業界の特性に応じて、下請代金等で問題となり得る行為や望ましくない取引慣行の他、ベストプラクティス事例（理想的な好ましい取引事例）なども例示。平成28年12月の基準・通達の改正等を踏まえて、下請ガイドラインを改訂・策定（合計18業種）。

自主行動計画の策定状況（12業種30団体）

自動車（日本自動車工業会、日本自動車部品工業会）、**素形材**（素形材センター等　計9団体）、**建設機械**（日本建設機械工業会）
繊維（日本繊維産業連盟、繊維産業流通構造改革推進協議会：2団体連名で策定）
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会（JEITA）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）、情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）、日本電機工業会（JEMA））
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会 ）、**トラック運送業**（全日本トラック協会）、**建設業**（日本建設業連合会 ）
機械製造業（産業機械：日本産業機械工業会、工作機械：日本工作機械工業会）
流通業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業：日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本ボランタリーチェーン協会）
警備業（全国警備業協会）、**放送コンテンツ業**（放送コンテンツ適正取引推進協議会）

業種別下請ガイドラインの策定状況（18業種）

①素形材産業　②自動車産業　③産業機械・航空機等　④繊維産業　⑤情報通信機器産業
⑥情報サービス・ソフトウェア産業　⑦広告業　⑧建設業　⑨トラック運送業　⑩建材・住宅設備産業
⑪放送コンテンツ　⑫金属産業　⑬化学産業　⑭紙・紙加工産業　⑮印刷業　⑯アニメーション制作業
⑰食品製造業（豆腐・油揚げ）　⑱食品製造業（牛乳・乳製品）

中小企業庁の下請ガイドラインのページ　http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm

（参考）平成31年度当初予算案及び
平成30年度第2次補正予算案関係（１）

経済産業省
九州経済産業局

重点項目①　事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
事業承継・世代交代集中支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 ・・・・・・・・・・・・ 36
地域創業機運醸成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
日本政策金融公庫補給金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

重点項目②　生産性向上・人手不足対策

中小企業生産性革命推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 ・・・・・・・・・・・・ 42
中小企業・小規模事業者人材対策事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
中小企業・小規模事業者働き方改革対応体制強化事業 ・・・・・・ 44

（参考）平成31年度当初予算案及び
平成30年度第2次補正予算案関係（２）

経済産業省
九州経済産業局

重点項目③　地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大

地域未来投資促進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
小規模事業対策推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 ・・・・・・・・・・・・・ 47
国内・海外販路開拓強化支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
地域まちなか活性化・魅力創出支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
商店街活性化・観光消費創出事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
地域小規模事業者支援人材育成委託費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

重点項目④　災害からの復旧・復興、強靭化

中小企業等強靭化対策事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

（参考）平成31年度当初予算案及び
平成30年度第2次補正予算案関係（３）

経済産業省
九州経済産業局

重点項目⑤　経営の下支え、事業環境の整備

中小企業連携組織対策推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資等）・・・・・・ 54
中小企業取引対策事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
中小企業消費税軽減税率対策事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
消費税軽減税率対応窓口相談等事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
キャッシュレス・消費者還元事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
中小企業実態調査委託費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
人権教育・啓発活動支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

平成31年度予算案額 70.1億円（68.8億円）

（1）中小企業庁　金融課
03-3501-2876
（2）中小企業庁　財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

（再生支援等）
事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

（事業引継ぎ支援）
後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行います。

成果目標

- 平成30年から平成34年までの5年間の成果目標として、再生支援等では足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。事業引継ぎ支援では5年後に事業引継ぎ支援センターのマッチング件数が年間2000件になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 →（委託）→ 産業競争力強化法に基づく認定支援機関 →（相談対応等）→ 中小企業・小規模事業者

事業イメージ

(1)中小企業再生支援協議会（44箇所）
産業復興相談センター（3箇所）

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けたアドバイス

- 面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題を踏まえた適切なアドバイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画等策定支援（第二次対応）

事業再生支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

債務整理支援

- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

(2)事業引継ぎ支援センター（48箇所）

窓口相談

課題解決に向けた情報提供等

- 事業引継ぎや事業承継に係る経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

事業引継ぎ支援

仲介支援等

- M＆Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し
- 士業等専門家と連携したマッチング支援

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業承継・世代交代集中支援事業

平成30年度第2次補正予算案額 50.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を揺るがしかねない事業承継問題を解決するため、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として位置づけ、事業承継ニーズ掘り起こしのため各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとしながら、地域に密着し、より細かい地域単位で専門家派遣など踏み込んだ支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の更なる強化を図ります。
- 具体的には、事業承継ネットワークの構築など、全国一律の支援から、より意欲のある地域に対して、業種や業界、地域の特性などに応じた先進的なモデル事業への支援、事業承継・世代交代を契機とした事業者の経営革新や事業転換を図る取組を支援します。

成果目標

- 事業承継ネットワーク参加機関による年間5万件の事業承継診断を通じ、経営者の事業承継に対する「気づき」の機会を増やします。
- 業種、業界や地域の特性などに応じた先進的な事業承継支援のモデルを構築します。
- 補助事業者の事業計画達成率を80%以上とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（1）プッシュ型事業承継支援高度化事業

平成29年度から開始した事業承継ネットワーク構築事業の全国展開がほぼ図られたため、今後は各県に設置された承継コーディネータやブロックコーディネータ等が、プッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣などのきめ細かな支援を行うことにより、円滑な事業承継を推進します。

また、事業承継診断等支援データ等を活用し、各県内の事業承継の支援戦略を策定することにより、成長性の高い事業者や地域等を支援します。さらに、これまでの全国一律の支援ではなく、業種や業界、地域の特性などに応じて事業承継の先進的な取組に対して積極的に支援を行います。

（2）事業承継補助金

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。

①承継にあたって、後継者が行う生産性の大幅な向上への取組を支援します。

②後継者不在事業者が有するサプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業を、M&Aをはじめとした事業再編・統合策により引き継いだ上で更なる成長を図る事業者の取組を支援します。

＜類型ごとの補助条件＞

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

中小企業庁　金融課
03-3501-2876

平成３０年度第2次補正予算案額　100.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 経営改善の取組みを必要とする中小企業・小規模事業者が認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善・生産性向上の取組みを促進します。

①経営改善計画策定支援
　借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画の策定を支援します。

②早期経営改善計画策定支援
　事業承継前のみがき上げや経営者保証ガイドラインの活用に取組む際にも必要となる資金繰り管理や採算管理といった、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が、金融支援等が必要になる前の早期段階で、認定支援機関の助力を得て行う簡易な経営改善計画の策定を支援します。

成果目標

- 経営改善計画の策定及び計画の実行を通じて、中小企業・小規模事業者が行う経営改善・生産性向上の取組を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

中小企業・小規模事業者

①経営改善計画策定支援
- 財務上の問題を抱えている
- 金融支援を伴う本格的な経営改善の取組みが必要

②早期経営改善計画策定支援
- 資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善取組みが必要
- 事業承継前のみがき上げや、経営者保証ガイドラインに対応する体制整備に取り組みたい

申し込み

- 中小企業者と専門家である認定支援機関は、連名で各経営改善支援センター（47都道府県に設置）に利用申請

認定支援機関による計画策定支援等

計画策定支援等

- 認定支援機関は計画策定（デューデリジェンスを含む）や、金融機関との協議などを支援
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助
- 認定支援機関は早期段階における計画策定を支援
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助

フォローアップ

- 経営改善支援センターは、モニタリング費用の２／３補助
- 認定支援機関は定期的なモニタリングを実施

中小企業庁　創業・新事業促進課
03-3501-1767

J-Startup

地域創業機運醸成事業

平成31年度予算案額 3.8億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 地域における創業とそれによる地域経済の活性化を推進していくため、創業支援策の拡充と創業機運の醸成を図ります。
- 日本は創業に関心を持つ人が創業準備・創業に至る割合が高い一方で、創業に対して関心を持つ人が少なく、開業率の向上に向けては創業に関心を持つ人を増やす必要があります。
- 今年度産業競争力強化法を改正し、創業機運を醸成する事業を市町村が策定する創業支援等事業計画に含めることが可能となりました。このような事業を促進していくことにより、創業無関心者に対する創業機運醸成事業を全国的に推進していきます。
- また、都道府県をはじめとした広域で行われる先進的かつモデルとなりうる創業支援事業等を支援します。

成果目標

（１）創業支援者の支援を受けた創業者が事業実施後５年経過時の事業継続率90%を目指します。
（２）補助終了後70%以上が創業に関心を持つことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（１）創業支援事業者補助金／創業機運醸成事業者補助金

- 「創業支援事業」、「創業機運醸成事業」を行う事業者の支援を行います。

	創業支援事業者	平成31年度より拡充 創業機運醸成事業者
定義	● 創業希望者が創業に必要な知識を身につけるための支援を行う事業者	● 創業無関心者に対して、創業への興味・関心を喚起する事業を行う事業者
実施事業例	● 創業セミナーの実施 ● 創業相談窓口における伴走支援　等	● 起業家教育の実施 ● ビジネスプランコンテストの開催　等

- 具体的には、認定創業支援等事業計画に基づき行われる創業支援事業、創業機運醸成事業にかかる経費の一部を補助します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- 更に、都道府県をはじめとした広域で行われる先進的かつモデルとなりうる創業支援事業等を補助し、横展開を図ります。（補助上限2,000万円、補助率3/4）

（２）潜在的創業者掘り起こし事業／起業家教育事業

- 質の高い創業支援の事例を創出、創業支援の活性化を図るための全国的なイベントを開催します。
- 自律的に生きる力を育む起業家教育を促進するため、起業家教育の教材/教育者用マニュアルを作成・公表します。

<平成30年創業イベントの様子>

中小企業庁　金融課
03-3501-2876

中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

平成31年度予算案額　59.0億円（61.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- ①経営安定関連保証等対策費補助事業
  信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。これにより、自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じている中小企業者等に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図ります。

- ②信用保証協会による経営支援対策費補助事業
  中小企業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。

- ③中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業
  認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業者の経営力の強化の取組を支援します。

成果目標

- 中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図ります。
- 信用保証協会による経営支援対策費補助事業については、当該補助金を契機として、2.6万事業者以上訪問し、経営支援を実施します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

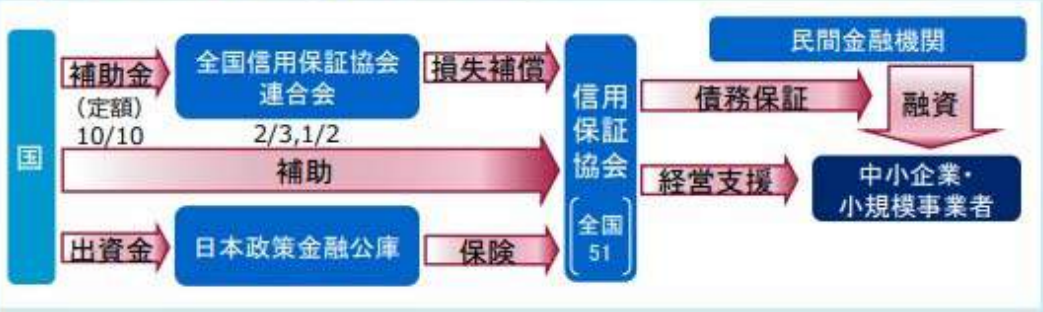

事業イメージ

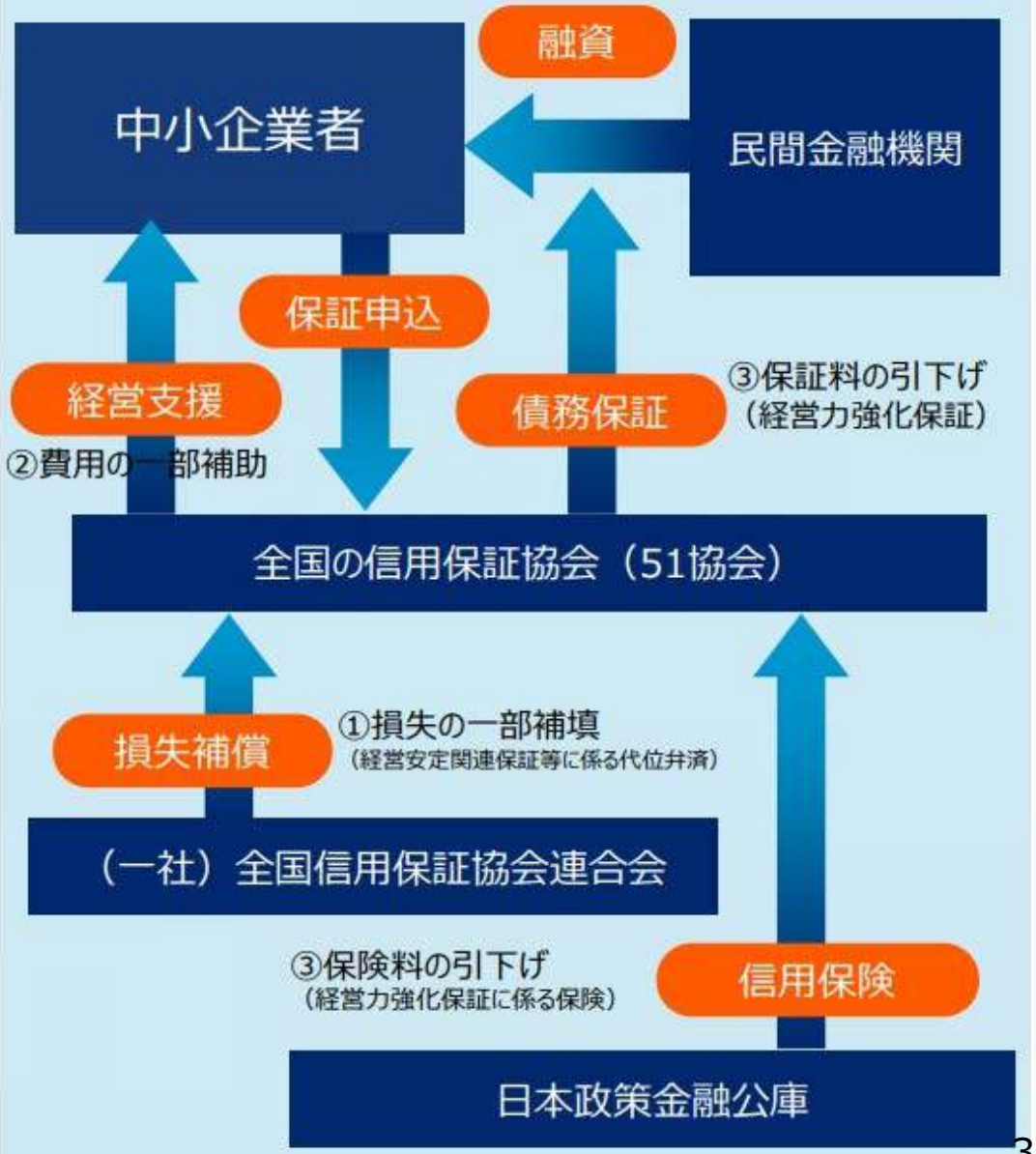

中小企業庁　金融課
03-3501-2876

日本政策金融公庫補給金

平成31年度予算案額 164.1億円（165.1億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。

（１）一般利差補給金
（特別利率による融資等における金利引下げ分の補填）
（２）中小企業金融円滑化利子補給金
（担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填）
（３）中小企業経営力強化資金融資事業補給金
（認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業））

成果目標

- 日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 日本政策金融公庫から中小企業・小規模事業者に対して貸付を実施します。国から同公庫に対して、基準利率から政策的に利率を引下げて適用している貸付の利息収入差額分等金利引下げ分等について、補給金を交付します。

事業イメージ

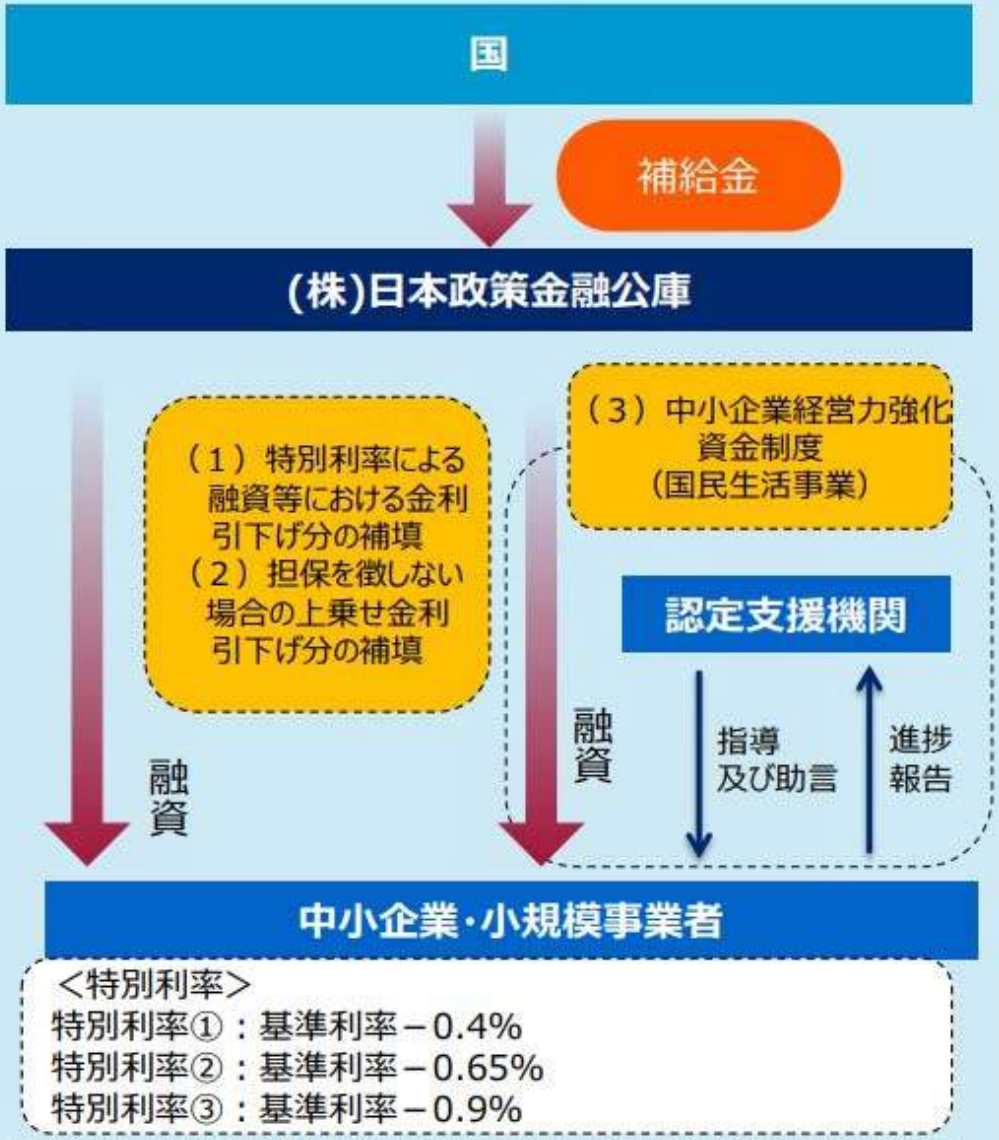

基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.76%（平成30年12月12日現在）

中小企業生産性革命推進事業

平成30年度第2次補正予算案額 1,100.0億円

1．中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
2．中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
2．商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
3．商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。
- ITの導入支援にあたり、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、横展開を行うプラットフォームの構築等を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後５年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 小規模事業者持続的発展支援事業により約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 →（定額補助）→ 民間団体等 →（補助 (2/3,1/2)）→ 中小企業等

事業イメージ

1．ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）

- 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作品開発も支援）（この場合の補助上限額は500万円。また、小規模事業者の場合は補助率2/3）

- **スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、ロボットシステムインテグレータ、技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ**
- **先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件（※）を満たす者は、補助率2/3**

※労働生産性年率３%以上向上を含む経営革新計画または先端設備等導入計画を2018年12月21日以降に申請し、承認・認定を受けた場合

2．小規模事業者持続的発展支援事業（補助上限額：50万円、補助率2/3）

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。

- **複数社が連携した共同設備投資等は補助上限500万円(50万円×10者)**
- **展示会開催支援**

3．サービス等生産性向上IT導入支援事業（補助上限額：450万円、補助率1/2）

- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツールの導入支援を行います。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

平成３１年度予算案額 50.0億円（新規）

1．中小企業庁　技術・経営革新課
03-3501-1816
2．地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-1645

事業の内容

事業目的・概要

- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- 加えて、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援します。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

事業イメージ

1．企業間データ活用型（補助上限額：2,000万円／者、補助率1/2）

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】

A社	2000万円		
B社	2000万円	＋	200万円×3＝600万円
C社	2000万円		（連携体内で配分可能）

- **スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、技術士、ロボットシステムインテグレータ等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ（類型１，２共通）**
- **先端設備等導入計画の認定又は労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画の承認を受けた者は補助率2/3**

2．地域経済牽引型（補助上限額：1,000万円／者、補助率1/2）

複数の中小企業・小規模事業者等が、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援します。

（例）地域の事業者が連携して、大企業からの受注に対応する共同受注生産体制を整備したり、試作から量産まで対応可能なワンストップサービスを提供する取組など。

- **労働生産性年率3%以上向上を含む地域経済牽引事業計画の承認を受けた者は補助率2/3**

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

中小企業庁　小規模企業振興課
03-3501-2036

平成31年度予算案額 10.1億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。
- 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、 既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- そのため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を都道府県が支援する際、その取り組みを支援します。

成果目標

- 地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等により約5,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、売上増加または、売上増加見込みの事業者の割合を80%とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等への補助

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を地方公共団体が支援する場合に、国がその取組を補助します。

支援のスキーム

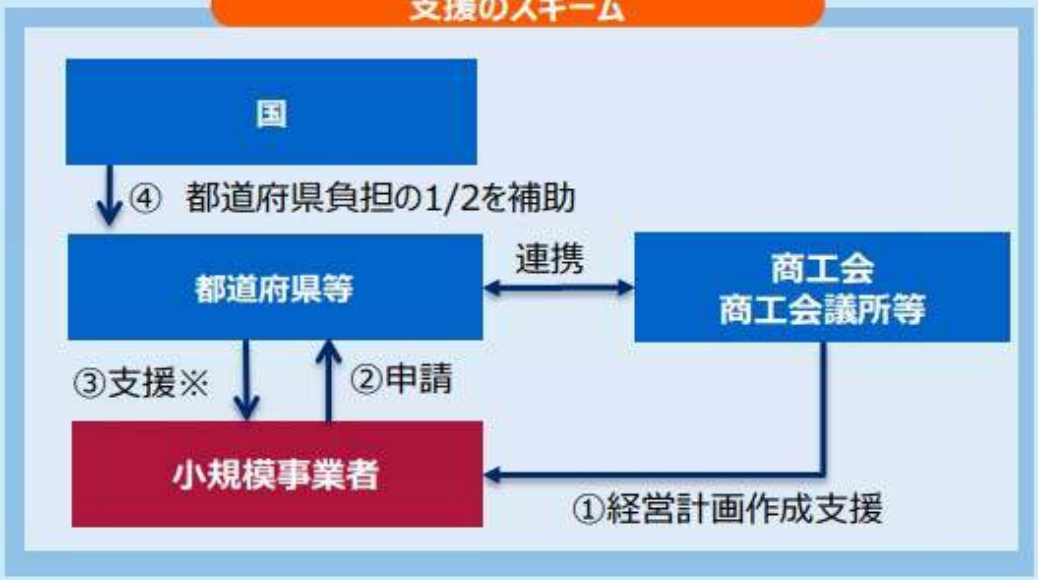

※＜地方公共団体による小規模事業者支援（例）＞
・経営計画を作成する小規模事業者の新たな取組に要する経費を補助
　補助上限50万円、補助率2/3
・商工会等の助言を受けて行うチラシ・DM等の販売促進ツール費を補助
　補助上限25万円、補助率1/2
・クラウドファンディングで資金を調達しようとする小規模事業者を支援
　事業計画、PR方法を助言する専門家を無料派遣

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

(1)(2)中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
(3)中小企業庁金融課
03-3501-2876

平成31年度予算案額 47.8億円（50.2億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。

(1)中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点から提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、全体の65%になること（単年度目標）

(2)中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。

(3)個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（1）よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
  ①売上拡大のための解決策の提案
  （新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど）
  ②経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
  ③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介
  を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置。

（2）専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム （地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（事業承継に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

（3）経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施する。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成31年度予算案額 13.7億円（18.5億円）

1．中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763

2．中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

3．製造産業局 総務課
03-3501-1689
製造産業局 自動車課
03-3501-1690
商務・サービスG サービス政策課
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景として、中小企業・小規模事業者における人材不足は深刻化しており、求人難が各企業の経営課題として占める割合は増大しています。
- こうした中、中小企業・小規模事業者における人材確保が重要な課題となることから、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。
- 加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」は平成27年度から平成31年度までの事業で、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- 「中小企業海外ビジネス人材育成支援事業」は平成31年からの5年間の事業で、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- 「スマート生産性向上応援隊事業」は、平成31年度から平成32年度までの事業で、合わせて年間10,000名以上の指導者の育成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1．国 —委託・補助→ 民間企業等

2．国 —補助（定額）→ ジェトロ —補助（定額、2/3）→ 民間企業等

3．国 —委託・補助→ 民間団体等

事業イメージ

1．地域中小企業人材確保支援等事業

- 地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援します。
- また、経営支援機関等と人材紹介会社等が連携し、経営課題明確化・人材ニーズの掘り起こし・人材確保を一括で行うためのプラットフォーム構築実証事業を行います。
- 加えて、平成30年度に実施した中核人材確保の仕組みの横展開を行い、中核人材確保のためのノウハウを普及することで、中小企業の中核人材確保の支援を促進します。

2．中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

- 中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、グループワークを通した海外ビジネス戦略・方針の策定、海外でのフィールドワークによる市場調査経験（初級）や実践的な現場研修（上級）ができるプログラムを提供します。
- 参加者と参加者の上長による事前評価と、事後評価を行い事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とします。

3．スマート生産性向上応援隊事業

- スマートものづくり応援隊、サプライヤー応援隊、サービス等生産性向上応援隊を合わせて生産性向上応援隊として位置づけ、横断的に事例等を共有し、IT・IoT・ロボット等を用いた業務プロセスの改善、自動車サプライヤーの新技術への対応等を指導できる人材を育成します。
- 製造業を中心とする中小・小規模企業へ派遣し、伴走型で生産性向上や経営課題の解決を支援します。
- 支援機関やＩＴベンダー等を対象に、サービス業のＩＴ化を中心とした生産性向上を支援できる人材育成プログラム開発を実施します。
- また、各地域のスマートものづくり応援隊拠点数が増加する中、地域間で先進事例を共有するための仕組みを構築します。

中小企業・小規模事業者働き方改革対応体制強化事業

1，2．中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
3．中小企業庁小規模企業振興課
03-3501-2036

平成30年度第2次補正予算案額 10.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 働き方改革に係る制度改正により、中小企業・小規模事業者は、より一層の業務見直しを迫られることから、よろず支援拠点の体制を強化、中小企業・小規模事業者の人手不足や労働生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応します。
- 人手不足対応分野については、よろず支援拠点のみでは対応できない相談案件も多数存在しています。中小企業・小規模事業者の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応するため、専門家派遣事業の派遣件数を増強します。
- また、商工会・商工会議所等の既存の中小企業相談窓口の相談対応能力と支援機能を強化することで、全国の中小企業・小規模事業者の働き方改革への支援を行います。

成果目標

- 中小企業・小規模事業者の働き方改革対応の際に発生する課題解決を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

1．よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点におけるワンストップ総合相談窓口として、中小企業・小規模事業者の働き方改革等の経営課題に対応するため、各よろず支援拠点に新たにコーディネーターを増員します。

2．専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム （地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（IT導入に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。
- 中小企業・小規模事業者の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する課題に対する派遣件数を増強します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

3．中小企業相談窓口（商工会等）の対応能力向上支援

- 商工会・商工会議所等の中小企業相談窓口が労働規制に準拠した相談指導対応ができるよう、機能強化を推進します。

地域未来投資促進事業

平成31年度予算案額 158.6億円（161.5億円）

（1）（3）地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
（2）中小企業庁 技術経営革新課
03-3501-1816

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する地域中核企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進することが重要です。
- このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、ものづくり・サービスの開発、事業化・市場獲得まで、一体的に支援していきます。

成果目標

- 総合的なイノベーション支援においては、委託先の支援機関による支援の有効性を評価した企業の割合が8割を超えることを目指します。また、支援終了後5年以内に、支援を受けた事業に係る売上高又は従業員数が支援開始時点以上となった企業が半数を超えることを目指します。
- ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 →（1）委託→ 中小企業・小規模事業者等／大学、公設試等／民間団体等

（2）（3）補助(1/4,1/3,1/2,2/3,定額)

事業イメージ

(1)総合的なイノベーション支援（地域中核企業ﾛｰｶﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進事業）

- 戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を行います。

(2)ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。
- 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇

補助上限額：【ものづくり】4,500万円※　【サービス】3,000万円
※31年度から３年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で、柔軟に研究開発計画を策定し、補助を受けることが可能

補助率：【ものづくり】2/3　※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2　※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

(3)事業化・市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者（※）が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における事業化や設備投資を支援します。

補助上限額：5,000万円（補助事業者数に応じて最大１億円）
※中小企業以外の場合には、当該事業者への補助額は、補助額全体の1/2未満。

中小企業庁　小規模企業振興課
03-3501-2036

小規模事業対策推進事業

平成31年度予算案額 50.3億円（49.4億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。そのような小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根付いた経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っております。このため、平成31年度から平成35年度までの5年間で以下取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。また、新たに自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等の支援を強化します。
- 商工会・商工会議所等の地域資源を活用した地域経済活性化や販路開拓等の取組や支援体制の確保を支援します。

成果目標

- 伴走型の小規模事業者支援を推進し、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所のすべてが目標を達成することを目指します。
- また、毎年約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援し、補助事業終了2年後に80%が事業化を達成することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（定額,3/4,2/3,6/10,1/2） → 全国商工会連合会 日本商工会議所 → 補助（定額,3/4,2/3,1/2） → 商工会、商工会議所、都道府県連合会

事業イメージ

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

（2）地域力活用新事業創出支援事業

- 商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。

  ①調査研究事業（事業可能性調査(F/S)）
  補助上限300万円、補助率3/4

  ②本体事業（特産品開発、観光開発など）
  1年目：補助上限800万円、補助率2/3
  2年目：補助上限600万円、補助率1/2

（3）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

国内・海外販路開拓強化支援事業

平成31年度予算案額 23.9億円（新規）

(1)(2)(3)(4)中小企業庁　創業・新事業促進課
03-3501-1767
(3) 通商政策局　総務課
03-3501-1827
(3) 貿易経済協力局　投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

- 国内・海外の販路開拓をシームレスに支援します。
- 地域経済の活性化を図るため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・サービスの開発や販路開拓を支援します。
- 海外展示会出展等を通じて海外でのブランド確立に取り組む事業を支援します。
- 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等により、進出後の課題対応も含めて一貫して支援します。また、中小企業の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。
- マッチングサイトを活用した国内外市場での販路開拓の支援強化を図ります。

成果目標

- 開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（1）地域産業資源活用・農商工等連携事業

①地域産業資源活用促進法及び農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業等が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓に係る費用の一部を支援します。（原則として、補助率1/2、補助上限500万）
②民間事業者等のノウハウを活用し、新事業展開の掘り起こし、商品改良等サポート及び展示会・商談会の出展機会の提供等を通じて、新商品開発、販路開拓等の取り組みを支援します。

（2）JAPANブランド育成支援事業

地域産品が持つ素材や技術等の強みをいかした海外展開戦略の策定を支援します（補助上限200万円、補助率2/3）。また、海外でのブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3、1/2）。

（3）現地進出支援強化事業

①情報提供、海外展示会や商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）等、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援します。
②中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーや、各国税制等や税務に係る留意事項を記載したパンフレットの配布等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る態勢整備を支援します。

（4）ビジネスマッチング支援事業

ビジネスマッチングサイトを活用した中小企業者のWEBマッチング及び商談機会の提供等による海外展開支援を実施します。

地域まちなか活性化・魅力創出支援事業

平成31年度予算案額 5.0億円（新規）

（１）地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754
（２）中小企業庁　商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。
- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客を呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。
- このため、本事業では、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、全国商店街振興組合連合会が実施する、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業を支援します。

成果目標

- 来街者数の増加や売上の増加等を通じて、中心市街地の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国
（１）①、②補助（2/3,1/2以内） → 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
（２）補助(6/10以内) → 全国商店街振興組合連合会

事業イメージ

（１）中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

①中心市街地活性化法に基づく、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。

②プロジェクト推進等に資するまちづくりに関して専門的な知識を有する人材の活用や地域の個性や生活者のニーズを把握した事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。

（２）全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

中小企業庁　商業課
03-3501-1929

商店街活性化・観光消費創出事業

平成31年度予算案額 50.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積していることから、消費者に対して面的に魅力を働きかけることが可能です。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、商店街をとりまく経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しております。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげることが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援します。

成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国
- （1）補助（2/3以内）
- （2）補助（2/3以内）
- （3）補助（10/10定額）

→ 商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体

※補助金上限額と下限額は、（1）～（3）の合計額で
補助金上限額2億円、下限額200万円。

事業イメージ

（1）インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

免税対応設備を備えた施設

ゲストハウスの整備

店舗前の多言語サイン

（2）インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベントといった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の取組について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

地元食材を活用した取組

文化の体験イベント

観光資源等と連携した取組

（3）専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

地域小規模事業者支援人材育成委託費

平成31年度予算案額 5.4億円（新規）

①②中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036
②　商務・サービスG　クールジャパン政策課　03-3501-1750
③　地域経済産業G中心市街地活性化室　03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済の多様性を支えるとともに無限大のポテンシャルを秘めた小規模事業者は、地域の未来を描いていく上で極めて重要な存在です。
- 一方、小規模事業者自身が自らの魅力に気づかずに能力が発揮されないと、地域経済ひいては日本経済にとっても大きな損失です。
- 本事業は、平成31年度から35年度に、地域の小規模事業者を磨き上げ、地域の未来をデザインしていくことができる人材を育成していくものです。地域の課題解決、地域資源を活用した観光・インバウンド需要への対応、まちづくりなどを一体的に取り組めるようになるよう、支援人材の能力強化や地域企業に対するデザイン経営の普及等を通じて、地域自身で自らの未来をデザインしていけるようにしていきます。

成果目標

- 地域の小規模事業者支援人材の資質を向上させることにより、地域の経済活動が活発になることを目指します。
- また、各地で特色ある小規模事業者振興策が講じられる好循環を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

小規模事業者支援人材育成事業

①小規模事業者支援手法研修

- 商工会・商工会議所や地方公共団体を対象とした小規模事業者の支援手法を享受する研修を全国で実施します。
- 小規模企業振興基本計画の改定に併せ、成長企業の支援、サプライチェーンの維持など、新たな政策課題に重点化して支援できる体制を構築します。

②ローカルデザイナー育成事業

- 商工会・商工会議所やＤＭＯ等と連携し、地域の未来の姿をデザインし、地域に眠る資源をビジネスへと昇華させていくローカルデザイナーを育成していくため、企画から試行までを一体となって経験できるワークショップ等を開催します。

③タウンマネージャー等育成事業

- 小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりの専門知識等を習得する研修の開催等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成します。
- また、兼業・副業・ﾌﾟﾛﾎﾞﾉ等により多様な人材が、まちの課題解決等に取り組むため、地域へのｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等を行います。

座学形式での研修の様子

実地形式での研修の様子

中小企業等強靭化対策事業

平成30年度第2次補正予算案額 15.0億円

中小企業庁　経営安定対策室
03-3501-0459
中小企業庁　技術・経営革新課
03-3501-1816
商務情報政策局　サイバーセキュリティ課
03-3501-1253

事業の内容

事業目的・概要

- BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等のBCPの策定を支援し、そうした取組を横展開することによって、中小企業の防災意識の啓発、強靭化に向けた取組の促進を図ります。
- サイバー攻撃に備えて、中小企業等のセキュリティ対策の普及啓発、マネジメント指導のほか、トラブル時の相談対応・現場派遣体制構築等の実証事業を行います。

成果目標

- 延べ2万者の中小企業者に対し、BCPの重要性等について啓発を行います。
- BCPのモデルとなる取組（例：サプライチェーン、地域の中核企業）を支援し、これら支援成果をとりまとめて事例集として公表し、BCP策定を促進します。
- 8地域で、サイバーセキュリティ対策の啓発を行うとともに、トラブル時の相談体制等の実証を行い、必要な人材、体制等を明らかにすることを目指します。

（1）BCP等普及啓発事業

国 → 民間団体等 → 中小企業・小規模事業者

委託・補助（10/10）　説明会・訪問・相談会、指導等

（2）BCP策定・対策支援事業

国 → 民間団体等 → 中小企業・小規模事業者

委託・補助（10/10）　支援・実証

事業イメージ

1．BCP等普及啓発事業

- 中小企業に、自社の災害リスクやサプライチェーンに対するサイバー攻撃のリスクを認識してもらうとともに、BCPの策定・取引先も含めた対策状況の点検や保険を含めた対応等について、啓発を図ります。
- 具体的には、商工団体等を通じて、会員企業等への周知を行うとともに、全国各地において、シンポジウム等を開催します。

2．BCP策定・対策支援事業

- サプライチェーンに位置づけられる中小企業等について、各企業が直面するリスクに応じたBCPの策定をハンズオンで支援します。
- 全国各地において、ワークショップを開催し、参加する中小企業に対し、BCPの必要性について啓発を図るとともに、その策定に向けた試行的取組を支援します。
- サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策の普及啓発に取り組むとともに、サイバー攻撃によるトラブル時の相談対応・現場派遣などの支援サービス提供体制を整備するなど、中小企業のニーズに沿ったセキュリティ技術・サービスの実証事業を地域単位で実施します。

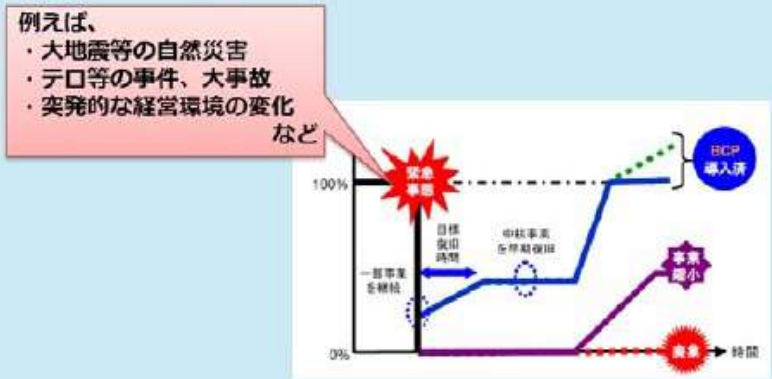

中小企業連携組織対策推進事業

平成31年度予算案額 6.7億円（6.6億円）

中小企業庁　経営支援課
03-3501-1763

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会を支援します。
- また、中小企業組合及び組合員が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を抱える組合をサポート（伴走型支援）して行う課題解決の取り組みを支援します。
- 更に、中小企業団体中央会が、外国人技能実習生の受入を行う組合に対して、受入事業が適正に実施されるように指導・支援します。

成果目標

- 中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- 外国人技能実習実施機関に対する労働基準監督機関による違反率を減少させることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

【中小企業組合指導・支援事業】

国 → 補助 → 全国中小企業団体中央会 → 補助 → 都道府県中央会・組合等

（・全国中央会指導員等 ：1/3(一部、定額・1/2)
・都道府県中央会、全国組合等への指導等：6/10(一部、定額)
・中小企業組合等に対する支援事業：2/3(一部、定額)）

（2/3、一部定額）

【外国人技能実習制度適正化事業】

国 → 補助（定額） → 全国中小企業団体中央会 → 補助（定額） → 都道府県中央会

事業イメージ

（１）中小企業組合指導・支援事業

- 全国中小企業団体中央会が行う中小企業組合の設立・運営指導に要する経費を補助します。
- 全国中小企業団体中央会が実施する都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等の経費を補助します。
- 中小企業組合及び組合員等が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を解決したい組合等を積極的にサポート（伴奏型支援）して、マニュアルの策定や販路開拓等の取り組みを行うために必要な経費を補助します。また、取引力等を強化する取り組みに対し必要な経費を補助します。

【取組事例】
ニーズを的確に捉えたリニューアルで、売上、客数共にアップ
（協同組合南三陸ショッピングセンター）

・ 施設のリニューアルに際して、他の先進事例や顧客満足度の調査・研究を実施、その結果を取り入れたリニューアル計画を策定。

・ 顧客ニーズや地域の実情を捉え、消費者目線でリニューアルを実施した結果、売上高は前年比１１０％、客数は前年比１１５％に増加。

（２）外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に必要な経費を補助します。

中小企業庁　小規模企業振興課
03-3501-2036

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

平成31年度予算案額　42.5億円（42.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいうべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

融資制度のスキーム

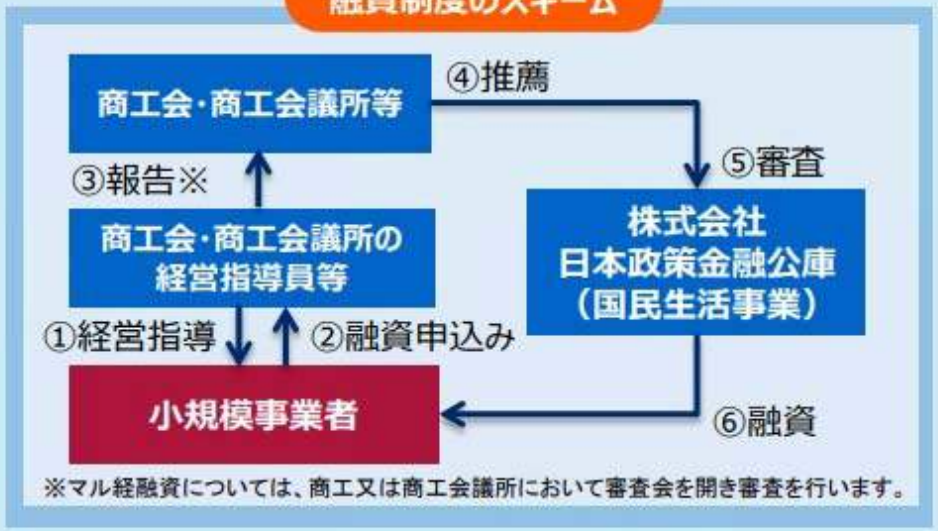

貸付条件

<小規模事業者経営改善資金（マル経）>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.11%（平成30年11月12日現在）
- 貸付期間：設備資金１０年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<小規模事業者経営発達支援資金>

- 貸付限度額：7,200万円（ただし、運転資金は4,800万円）
- 貸付金利：特別利率①
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内

中小企業庁　取引課
03-3501-1669

中小企業取引対策事業

平成31年度予算案額　9.6億円（13.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」で掲げた３つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善）への対処のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や下請取引の実態調査等を通じ、親事業者と下請事業者双方の適正取引や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ります。

- 国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。

成果目標

- 下請企業ヒアリング、調査等において「具体的な改善があった」と回答した事業者の割合について、30%以上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

中小企業取引適正化対策事業【委託】

①取引上の悩みについて無料で弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営
②親事業者・下請事業者に対する、下請代金支払遅延等防止法の講習会の実施
③下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査の実施とデータベースの運用
④親事業者との価格交渉に必要なノウハウの普及（価格交渉サポート事業
⑤取引条件の改善状況や業界の商慣行に関する調査
⑥国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営

等を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処します。

○ 中小企業取引適正化対策事業のイメージ（下請かけこみ寺事業の例）

個別企業への指導

セミナー・講習会

中小企業庁 財務課
03-3501-5803

中小企業消費税軽減税率対策事業

平成30年度第２次補正予算案額 560.6億円

事業の内容

事業目的・概要

- 消費税軽減税率制度の実施に当たっては、小売業や卸売業等の中小企業・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。
- 消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や電子的受発注システムの改修等を行うことを支援しています。
- 平成27年度予備費により中小機構に造成された基金について、現在の補助金申請状況を踏まえて必要な積み増しを行います。

成果目標

- 消費税軽減税率制度の実施に向けた中小企業・小規模事業者の準備を支援し、消費税軽減税率制度の円滑な導入を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

1．複数税率対応レジの導入等の支援

- 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）。
- レジの付属機器、商品マスタの設定費、レジの設置に要する経費等を補助対象とします。
- 既に補助金申請を行った事業者が、レジの設置時とは別に行う商品マスタの設定等の費用を補助対象とします。

2．受発注システムの改修等の支援

- 電子的な受発注システム（EDI/EOS等）等を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
- 電子的な受発注システムの改修とともに、区分記載請求書等保存方式に対応するために請求書管理機能の改修を行う場合の費用を補助対象とします。

3．請求書作成システムの導入・改修等の支援

- 区分記載請求書等保存方式に対応するために必要となる請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入に要する経費を補助対象とします。

中小企業庁 財務課
03-3501-5803

消費税軽減税率対応窓口相談等事業

平成30年度第2次補正予算案額 ４９.4億円

事業の内容

事業目的・概要

- 消費税軽減税率制度の実施に当たっては、小売業や卸売業等の中小企業・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。
- そこで、消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行います。
- また、税制抜本改革法において、消費税率の引上げが規定されているため、転嫁対策窓口相談等も併せて実施します。

成果目標

- 中小企業団体等と連携し、全国約2,400箇所に相談窓口を設置し、講習会等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の消費税軽減税率制度に対する認知・理解を深めることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

1．講習会の実施

- 消費税軽減税率制度等に対応するための事務手続きや方策等について周知徹底を図るため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会等を開催します。

2．相談窓口の設置

- 中小企業からの消費税軽減税率制度等に関する相談に対応するため、中小企業団体等と連携して相談窓口を設置します。

3．専門家派遣

- 事務負担が増大する個別事業者へのきめ細かい対応を実施するため、専門家が出張し、指導・助言を行います。

4．普及啓発等

- パンフレット等の作成・配布やメディア等を通じた広報を行い、万全の普及啓発を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する実態調査を行います。

中小企業庁　取引課
03-3501-1669

消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

平成31年度予算案額 32.5億円（27.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、積極的に消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行います。そのために、時限的に転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を措置し、監視・検査体制の強化を図ります。
- 取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引先から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施し、積極的な情報収集・取締りを行います。
- 消費税転嫁対策特別措置法の違反行為を未然に防止するための特別講習会の開催、下請かけこみ寺の利用促進に係る広報等を実施します。また、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査等を実施します。

成果目標

- 本事業は、平成25年度から消費税転嫁対策特別措置法が失効するまでの事業であり、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査において、消費税分を全て価格に転嫁できていると回答する事業者の割合100%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（事務費）

国 —雇用→ 転嫁対策調査官

（消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業）

国 —委託→ 民間企業等

事業イメージ

キャッシュレス・消費者還元事業

平成31年度予算案額 2,798億円（新規）

商務・サービスグループ
消費・流通政策課
キャッシュレス推進室
03-3501-1708

事業の内容

事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（1）消費者への還元

- 平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②換金性の高い取引、③別途の需要平準化対策が講じられる取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

（2）決済端末等の導入補助

- （1）の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

（3）決済手数料の補助

- （1）の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を、期間中補助します。

（4）キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

中小企業実態調査委託費

平成31年度予算案額 7.1億円（6.7億円）

1.~2.中小企業庁 調査室
03-3501-1764
3.地域経済産業グループ 地域経済産業政策課
03-3501-1697
4.大臣官房福島復興推進グループ 総合調整室
03-3501-1228

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の財務情報等の基礎データ収集を実施します。これにより、中小企業の実態や課題を的確に把握し、中小企業政策の企画立案等を行います。
- また、地域活性化の取組に係る調査等を実施するとともに、原子力災害を早期に収束し、効果的な経済対策を実施するための調査を行います。

成果目標

- 中小企業実態調査委託事業：平成21年度からの事業であり、中小企業の実態や課題を適切に把握した上で、中小企業政策の企画立案等を行うことを目指します。加えて、これらを広く情報提供すべく、中小企業白書としてとりまとめ、HPへのアクセス件数を平成35年度までに年間30万件とします。
- 地域経済産業活性化対策等調査・分析：地域経済の抱える課題を適切に把握・分析し、より質の高い地域活性化施策の検討、実施につなげることを目指します。加えて、調査結果を公開する経済産業省ホームページの閲覧回数を平成32年までに年間2万回以上とします。
- 被災地域の経済産業活性化等調査・分析：原子力災害を起因とする輸入規制や被災事業者の事業再開等に資する施策立案を行うための基礎的な調査を年間3件実施します。

国 → 委託 → 民間企業等

事業イメージ

(1)中小企業実態調査委託事業

1. **中小企業実態基本調査**：中小企業の財務情報等を調査・集計し、中小企業の実態に関する基礎的なデータを提供します。

2. **中小企業実態・対策調査**：
中小企業白書・小規模企業白書作成のための調査や、中小企業施策を講じるための調査を実施します。

(2)地域経済産業活性化対策等調査・分析

3. **地域経済産業活性化対策調査**：地域経済に係る様々な課題（例：地域中核企業、産業立地、まちづくり等）に関する調査を実施します。

(3)被災地域の経済産業活性化等調査・分析

4. **被災地域の経済対策調査**：原子力被災地域の経済活性化に向けた様々な課題（例：輸入規制、企業誘致、風評被害、事業・なりわいの再建、廃炉の着実な実施）の調査を行います。

中小企業庁　財務課
03-3501-5803

人権教育・啓発活動支援事業

平成31年度予算案額 1.9億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 日本国憲法第13条において、基本的人権の尊重が規定されており、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。
- このような認識のもと、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、国や地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが規定されています。
- しかしながら、現在、セクハラやパワハラ、えせ同和などの不当要求行為、インターネットによる人権侵害などが社会問題となっており、人権が尊重される社会を築くためには、更なる施策の推進が必要となっています。
- こうした点から、経済産業省では、企業等を対象とした人権教育・啓発のためのセミナーや研修、巡回相談事業など、人権に対する意識を高める施策を実施します。

成果目標

- セミナー等の参加者1万5千人超、巡回相談・研修件数2百件超を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（１）人権教育・啓発活動推進委託事業

企業経営活動は、従業員、顧客・消費者、取引先、株主、地域住民などのステークホルダーと、直接または間接的に多くの人々と関わりあっており、相手や社会への配慮を欠かさず経営するためには、従業員への人権教育や啓発が必要です。

このため、人権教育や啓発の知見のある民間団体等に委託し、経営者や人権担当者等を対象として、人権の重要性や最近の動向の説明、人権教育・啓発に対する取組事例の紹介、社内教育の方法等に関するセミナーや研修の実施、パンフレット等の作成等を実施します。

具体的には「企業の社会的責任（CSR）」や「えせ同和行為対策」、「インターネットによる人権侵害はじめ、情報を取り扱う際に求められる考え方と行動（情報モラル）」はじめ、幅広い人権課題に対応します。

イメージ

（企業におけるＣＳＲ・人権担当者向け実践講座）

（情報モラル啓発セミナー）

（２）人権教育・啓発活動支援委託事業

地方公共団体において人権教育及び啓発を推進する責務を果たすため、国と地方公共団体が連携し、地域独自のニーズに即したセミナーや研修、巡回相談を実施します。

具体的には、中小企業の経営者や従業員等を対象として、その地域独特のニーズに即したセミナーや研修、人権問題への対応に関するきめ細やかな巡回相談等を実施します。

（参考）お知らせ　国の予算編成の年間スケジュール

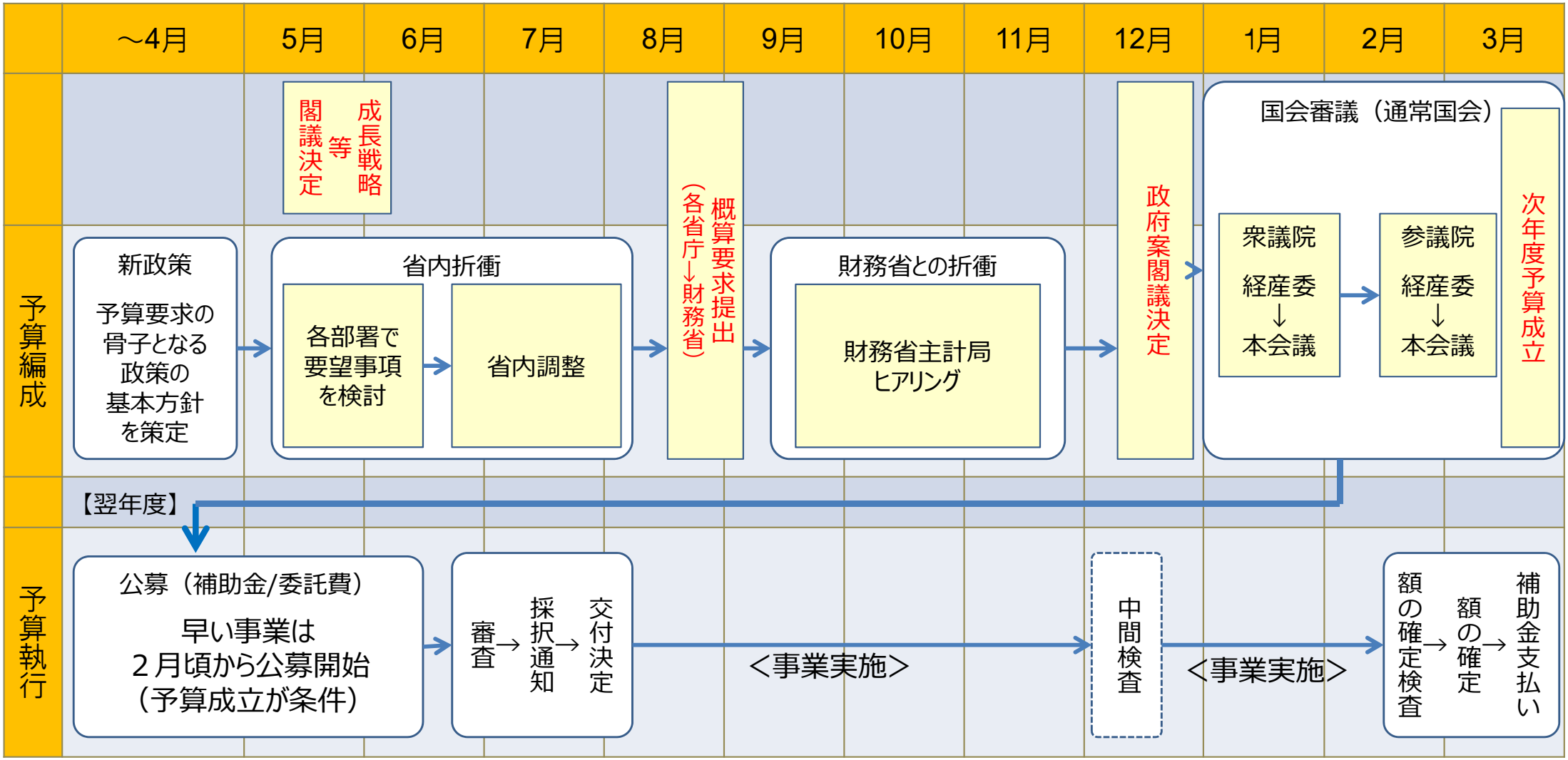

その時々で、経済状況、災害対応等で補正予算が編成される場合あり！

Point！

・補正予算で実施される事業は、予算額が大きく・準備期間が短いため、採択率が比較的高い。
・公募が何度もある事業は、申請予定者の準備が出来てない１次公募の採択率が比較的高い。

慌てずに申請できるよう
日頃から用意をしておくことが
重要！

「ミラサポ」閲覧画面

メールマガジン

【知ってもらう】
- おすすめニュース
  ※毎日1通
  最新情報が届く

ヘッドライン

【知ってもらう】
- 目的が明確な方への
  ワンストップ情報提供
  ページ

おすすめサービス

【知ってもらう／
使ってもらう】
- 補助金の検索・申請
- 専門家の無料派遣
- サポートツール
- コミュニティ（SNS）
- マニュアル整備
- 事例紹介など

関心の高いテーマを
特設ページで解説

巻頭特集

【知ってもらう】
- 「ミラサポ総研」や「補助金虎の巻」では、施策活用事例や申請のポイントを分かりやすく解説
- 「自営業者利益アップ道場」では、小規模事業者および経営指導員向けの支援施策・事例等の情報をまとめて提供

分かりやすい解説

【知ってもらう】
- 施策情報の一元提供『施策マップ』
- 専門家コラム
- 掲示板（イベント情報等投稿可能）

施策マップ（知りたい施策を簡単検索）

分野、エリア、目的、対象者、支援内容等から
必要な施策を簡単に検索可能

お問い合わせ

九州経済産業局　産業部　中小企業課

〒812-8546
福岡市博多区博多駅東２－１１－１
福岡合同庁舎　本館７階

ＴＥＬ：０９２－４８２－５４４７
ＦＡＸ：０９２－４８２－５３９３

（地域未来投資促進法）	企業支援課	０９２－４８２－５４３５
（中小企業等経営強化法）	中小企業経営支援室	０９２－４８２－５４４４
（生産性向上特別措置法）	中小企業課	０９２－４８２－５４４７
（金融保証・事業承継）	中小企業金融室	０９２－４８２－５４４８

ご清聴ありがとうございました